

# 議事日程 (第1号)

令和6年12月3日(火曜日) 午前10時開会

(開 会)

## ○ 諸報告

- 1 報告第35号 専決処分の報告について
- 2 報告第36号 北九州市環境基本計画改定の報告について
- 3 議員の派遣の報告について
- 4 陳情の付託について

- 第1 議席の変更について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議会運営委員の辞任について
- 第4 議案第134号 令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について
- 第5 議案第135号 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第136号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第7 議案第137号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第8 議案第138号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第9 議案第139号 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第140号 北九州市市民センター条例の一部改正について
- 第11 議案第141号 北九州市手数料条例の一部改正について
- 第12 議案第142号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第143号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第144号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第145号 附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第146号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第17 議案第147号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第148号 当せん金付証券の発売について
- 第19 議案第149号 新日明工場整備運営事業契約の一部変更について
- 第20 議案第150号 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約

の一部変更について

- 第21 議案第151号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 第22 議案第152号 且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について
- 第23 議案第153号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第24 議案第154号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第25 議案第155号 市有地の処分について
- 第26 議案第156号 指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）
- 第27 議案第157号 指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
- ）
- ）
- 第34 議案第164号
- 第35 議案第165号 指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
- ）
- ）
- 第42 議案第172号
- 第43 議案第173号 指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）
- ）
- ）
- 第45 議案第175号
- 第46 議案第176号 指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）
- ）
- ）
- 第47 議案第177号
- 第48 議案第178号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
- ）
- ）
- 第60 議案第190号
- 第61 議案第191号 指定管理者の指定について（北九州市宮勝山公園地下駐車場等）
- ）
- ）
- 第67 議案第197号
- 第68 議案第198号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
- ）
- ）
- 第73 議案第203号
- 第74 議案第204号 指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）
- 第75 議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）
- 第76 議案第206号 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第77 議案第207号 令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）
- 第78 議案第208号 令和6年度北九州市卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第79 議案第209号 令和6年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）
- 第80 議案第210号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）
- 第81 議案第211号 令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算（第2号）
- 第82 議案第212号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第83 議案第213号 令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 第84 議案第214号 令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算（第1号）
- 第85 議案第215号 令和6年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）
- 第86 議案第216号 令和6年度北九州市公営競技事業会計補正予算（第2号）
- 第87 一般質問

（散 会）

## 会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議会運営委員の辞任について
- 追加日程 議員提出議案第41号
- 日程第4 議案第134号から
- 日程第86 議案第216号まで
- 日程第87 一般質問

## 出席議員 (54人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	9番	戸町武弘
10番	香月耕治	13番	日野雄二
14番	鷹木研一郎	15番	西田一郎
16番	吉田幸正	17番	松岡裕一郎
18番	中島隆治	19番	渡辺修一
20番	富士川厚子	21番	金子秀一
22番	木畑広宣	23番	村上直樹
24番	渡辺徹	25番	本田忠弘
26番	成重正丈	27番	岡本義之
28番	木下幸子	29番	山本眞智子
30番	世良俊明	31番	三宅まゆみ
32番	森本由美	33番	河田圭一郎
34番	浜口恒博	35番	白石一裕
36番	奥村直樹	37番	大久保無我
38番	森結実子	39番	小宮けい子
40番	泉日出夫	41番	出口成信
42番	伊藤淳一	43番	高橋都
44番	永井佑成	45番	藤沢加代
46番	山内涼成	47番	荒川徹
48番	大石正信	49番	松尾和也
50番	有田絵里	51番	篠原研治
52番	井上秀作	53番	渡辺均
54番	井上しんご	55番	村上さとこ
56番	本田一郎	57番	井上純子

## 欠席議員 (1人)

11番	中島慎一
-----	------

## 説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千 賀 子
会 計 室 長	吉 村 知 泰	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
デジタル政策監	中 村 彰 雄	技 術 監 理 局 長	尊 田 利 文
政 策 局 長	小 林 亮 介	総 務 市 民 局 長	三 浦 隆 宏
財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一	保 健 福 祉 局 長	武 藤 朋 美
子 ども 家 庭 局 長	小 笠 原 圭 子	環 境 局 グリーン成長推進部長	園 順 一
産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平	都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局 長	井 上 保 之
都 市 戦 略 局 長	上 村 周 二	都 市 整 備 局 長	石 川 達 郎
港 湾 空 港 局 長	佐 溝 圭 太 郎	消 防 局 長	岸 本 孝 司
上 下 水 道 局 長	持 山 泰 生	交 通 局 長	白 石 基
公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一	教 育 長	田 島 裕 美
行 政 委 員 会 事 務 局 長	小 石 富 美 恵		

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほか関係職員

### 午前10時3分開会

○議長（田仲常郎君）ただいまから、令和6年12月北九州市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程第1 議席の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議席変更表のとおり、6名の方の議席を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

ここで、諸報告をいたします。

市長から2件の報告がっております。なお、それぞれの写しは各議員宛て送付しておりますので御了承願います。

次に、お手元配付の議員派遣変更報告一覧表記載の9件については、議長において変更を決定いたしました。

次に、陳情5件を所管の常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。会期は、本日から12月11日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決定いたしました。

次に、日程第3 議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

（日野雄二議員退場）

日野雄二議員から、議会運営委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

（日野雄二議員入場）

お諮りいたします。ここで、議員提出議案第41号、北九州市議会委員会条例の一部改正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

議員提出議案第41号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）おはようございます。ただいま議題となりました議員提出議案第41号について、提案理由の説明を行います。

北九州市議会委員会条例の一部改正については、議会運営委員会の委員の定数を変更するため、関係規定を改めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第41号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。本件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第134号から、日程第86 議案第216号までの83件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）皆さんおはようございます。ただいま上程されました議案について御説明いたします。

議案は、専決処分の報告1件、条例議案13件、その他の議案57件、補正予算議案12件、合計83件であります。

初めに、専決処分の報告及び条例議案等について御説明いたします。

まず、令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務を処理するため、当該補正予算を定めるに当たり、期日の都合上専決したので報告し、承認を求めるものです。

次に、公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正については、職員の派遣先となる団体等について、北九州市内に事務所等を有するものとする要件を削除するため、関係規定を改めるものです。

次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法の一部改正に伴い、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正については、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市職員退職手当支給条例の一部改正については、雇用保険の就業促進手当の支給対象の変更等に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講ずる等のため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、災害応急対策等業務手当を新設するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市市民センター条例の一部改正については、市民センターの使用の承認に係る要件を変更する等のため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市手数料条例の一部改正については、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を設定する等のため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正については、国が定める救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設に対し個別支援計画の作成を義務づける等のため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正については、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入所中の児童に係る給付金の管理に関する基準の対象施設に母子生活支援施設を追加するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、北九州市門司麦酒煉瓦館を廃止するため、関係規定を改めるものです。

次に、附属機関の設置に関する条例の一部改正については、市長の附属機関として北九州市上下水道事業審議会を設置するため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正については、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正については、定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例の改正を行うため、関係規定を改めるものです。

次に、当せん金付証券の発売については、令和7年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるものです。

次に、新日明工場整備運営事業契約の一部変更については、当該事業の契約について、契約金額を変更するものです。

次に、本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更については、当該工事請負契約について、契約金額及び工期を変更するものです。

次に、市道路線の認定、変更及び廃止については、市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止をするものです。

次に、且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結については、当該業務委託契約を締結するものです。

次に、議案第153号の損害賠償の額の決定及び和解については、令和6年7月24日頃に北九州市立本城霊園の樹木が倒れ、墓石等を損壊させた事故について、損害賠償の額を決定し、和解するものです。

次に、議案第154号の損害賠償の額の決定及び和解については、令和6年6月1日に北九州市八幡西区内宅地の公共下水道の取付け管が閉塞したことにより、汚水があふれ、床材等を汚損させた事故について、損害賠償の額を決定し、和解するものです。

次に、市有地の処分については、門司区新門司北に所在する市有地を流通保管施設用地として売り払うものです。

次に、指定管理者の指定についての49件は、市が設置する公の施設について、それぞれ指定管理者を指定するものです。

続きまして、令和6年度12月補正予算について御説明いたします。

今回補正いたします予算額は、一般会計で62億1,930万円、特別会計で2億1,472万円、企業会計で71億1,000万円、総額135億4,402万円を増額するものであり、補正後の予算規模は全会計で1兆3,540億9,086万円となるものです。また、債務負担行為について、一般会計で93億9,760万円を減額、特別会計で5億2,500万円を増額補正しております。

最初に、一般会計補正予算のうち主なものについて御説明いたします。

まずは、医療・福祉サービスの利用者増加等への対応として、障害福祉サービス等関連事業や、17歳から27歳を対象とした子宮けいがんワクチンのキャッチアップ接種の件数増加等に要する経費を計上しております。

次に、公共施設等の老朽化等への対応として、若松区役所及び若松市民会館の空調設備の改修に要する経費等を計上するとともに、埋蔵文化財センター移転事業の工期延長に係る債務負担行為を設定しております。

また、門司港地域複合公共施設整備事業の建設工事等について、債務負担行為を減額しております。

さらに、企業誘致の進捗への対応として、小倉都心部などの市内オフィスビルに事業所を設置する企業の増加に伴う補助額の増加や、企業の新たな土地需要に対応するための国有地取得に要する経費を計上しております。

また、戸籍法改正による戸籍氏名への振り仮名記載に向けた届出受付業務等の委託や、令和6年台風第10号により被災した小倉南区の農業施設の復旧に要する経費を計上しております。

このほか、国の事業計画変更や入札残等に伴う事業費の減額補正を計上しております。

続きまして、特別会計補正予算の主なものについて御説明いたします。

食肉センター特別会計において、老朽化した機械設備の修繕等に要する経費を計上するほか、と畜数の減少に伴う使用料収入を減額補正しております。

次に、企業会計補正予算の主なものについて御説明いたします。

公営競技事業会計において、競輪事業の車券発売金収入の増額が見込まれるため、払戻金等の増額補正を行います。

なお、一般会計、特別会計及び企業会計において、人事委員会の勧告等に基づいた給与改定や期末勤勉手当支給割合の変更などに伴う職員給与費の補正を計上しております。

最後に、一般会計及び特別会計の繰越明許費については、道路、河川、街路事業などにおいて、関係者との調整等に日時を要したことなどの理由により、年度内に事業の執行ができない見込みのものについて、翌年度に繰り越すものです。

以上、上程されました議案について提案理由を説明いたしました。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（田仲常郎君）ただいま議題となっております議案83件のうち、第135号から139号まで、146号及び147号の7件については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を求めておりましたところ、お手元配付のとおり意見の申出がっております。

ただいまから質疑に入ります。

会派質疑を行います。日本共産党、48番 大石議員。

○48番（大石正信君）おはようございます。日本共産党の大石正信です。会派を代表して質疑を行います。

まず、議案第137号、市職員の給与に関する条例等の一部改正について伺います。

人事委員会は9月25日、民間との給与の較差1万706円、2.7%を解消するために、給料月額を4月1日に遡って引き上げる勧告を行いました。しかし、総務省が10月18日に発表した9月の全国消費者物価指数は、2020年、令和2年を100として、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が108.2と、前年同月比2.4%上昇し、37か月連続で上昇するなど、物価高騰が市民生活を直撃している下で、物価高騰を上回る大幅な賃上げが必要です。市内最大の事業所である市役所職員の賃上げが不十分であれば、職員の士気高揚につながらないばかりか、本市の経済は改善されず、高齢化と人口減少に歯止めをかけることはできません。

そこで、4点について伺います。

第1に、勧告では1992年、平成4年以来、約30年ぶりの水準とありますが、今年9月の厚生労働省の毎月勤労統計調査では、実質賃金は2か月連続マイナスとなっています。しかも、日本の実質賃金は、約30年前の1996年、平成8年と比較しても74万円も減少し、人事院勧告もマイナス改定が相次ぎ、プラス改定の際も改定率は低水準でした。1万円程度の賃上げでは物価高騰に実質賃金が追いついておらず、生活改善につながる給与改定とは言えません。見解を伺

います。

第2に、地域手当についてです。これは、国の勧告が支給率の区分を変更することを受けて見直したものです。福岡市は10%から8%に引き下がりましたが、北九州市は3%から4%と僅か1%の引上げでは、北九州市から福岡市に人材が流れ、格差が広がるばかりです。国は、地域手当の算定は賃金構造基本統計調査に基づくものとしています。しかし、北九州市は中小零細企業が多く、民間の賃金が低いことを理由に地域手当を低く抑え込まれています。国に対して北九州市の地域手当を引き上げるように申し入れるべきです。答弁を求めます。

第3に、再任用職員の処遇改善についてです。55歳以上のベテラン職員には昇給が停止しており、働きがいのある給与となっていません。また、2023、令和5年度から定年延長が導入されましたが、60歳以降の職員は給与が7割に減らされています。さらに、暫定再任用職員は給与が5割まで削減され、期末勤勉手当は半分となっています。会計年度任用職員、定年延長の職員の全員が正規職員と同じ支給月数で期末勤勉手当が支給されています。ところが、再任用職員だけが期末勤勉手当が半分しか支給されていないのは不当です。これでは働く意欲がそがれ、安心して働き続けることができません。

新潟市では、再任用職員も定年延長職員と同じ支給月数とするよう見直す勧告が出されており、鳥取県は昨年と同じ支給月数が支給されています。再任用職員について、基本給与の水準や期末勤勉手当などを正規職員と同等に改善すべきです。答弁を求めます。

第4に、会計年度任用職員の処遇改善のうち、病気休暇についてです。職員が活力を持って働くためには、給与等の処遇改善だけでは不十分であり、様々な課題を解決する必要があります。特に、会計年度任用職員の処遇改善は喫緊の課題です。正規職員は病気休暇が有給です。ところが、北九州市は国が無給としていることを理由に会計年度任用職員は無給としています。

一方、2020年、令和2年10月には日本郵政の有期契約社員と有期契約に転換した社員らが、手当や休暇などで正社員と待遇の差があるのは、非正規と正規の間に給与や福利厚生などの待遇で不合理な格差をつけることを禁止した当時の労働契約法第20条に違反するとして最高裁判決が出され、非正規に対して病気休暇が有給となりました。その理由として、療養に専念させることで、持続的な雇用を保障することを目的とした休暇制度が必要としています。病気休暇が無給であれば、無理して職場に出勤し、コロナやインフルエンザの感染が広がることとなります。会計年度任用職員に対しても病休を有給にすべきです。答弁を求めます。

次に、議案第156号から204号、指定管理者の指定について伺います。

今年4月、1、優秀な指定管理者の指定期間を5年から最長10年に変更できるようにし、2、指定管理料の上限額算定のルールの整備、3、リスク分担の見直し、4、トライアル事業制度の創設、5、仕様発注から性能発注など指定管理者制度について事業者の声を生かした10項目を改善したとしました。しかし、働く職員の有期雇用に何ら変更はなく、指定管理者制

度そのものの根本的な問題の改善はされていません。

そこで、3点質問します。

第1に、これまでの見直しで、指定管理料上限額に物価高騰分や賃金上昇分を積算し、公開する改善策を示しました。ところが、労働者に支払われるべき賃金が上がったのか否かについて、市が関与する立場にはないとして把握を拒否しています。市が賃金上昇分を上乗せして指定管理料に反映したのであれば、賃金の支払い状況を把握するのは当然のことです。しかも、当局は指定管理者制度においては、労働者の賃金は指定管理者の裁量に委ねるとしています。そうであるならば、市が賃金上昇分を積算した指定管理料が裁量という形で、他の経費に使用されることになりかねません。労働者に支払われるべき賃金上昇分を把握すべきです。答弁を求めます。

第2に、2023、令和5年度からの志井ファミリープールの指定管理について、当初年間1,280万円の上限額で公募していましたが、応募者がいないため2回の上限の変更を通じて、当初の3倍以上である年間4,400万円の指定管理料上限額で選定されました。そして、今回5,000万9,000円の上限額で、今までと同じACEスギナプラス共同事業体を指定しています。指定管理料が昨年度当初の予定の約4倍ものコストがかかる事態が起り、経費削減を目的とした指定管理者制度そのものが破綻していると考えますが、見解を伺います。

第3に、八幡図書館の指定管理者を株式会社図書館流通センターに指定するとしています。我が党は2023年、令和5年3月の若松図書館の貸出冊数の水増し問題は、指定管理者制度そのものが生み出した問題であり、営利を目的とする企業に指定すべきではないと繰り返し指摘してきました。ところが、教育長は図書館に指定管理者制度を導入したことに起因するものではないと答弁しました。しかし、指定管理者の毎年度の評価シートには貸出者数、貸出冊数の数値目標と達成率の欄があり、次回の指定管理者に選ばれようとして不正を生み出す原因になっています。指定管理者制度そのものが原因であると指摘してきました。さらに、近年の物価高騰により、経営に苦しむ企業により同じような不正が再び起り得るのではないかと懸念しています。教育機関である図書館への指定管理者制度に営利を目的とした企業を指定すべきではありません。答弁を求めます。

次に、議案第140号、市民センター条例の一部改正について伺います。

この条例は、これまで市内136か所の市民センターの使用を承認しないとしてきた営利を主たる目的とするときの部分を削除し、営利目的として利用する場合、規定料金の5倍を徴収するというものです。市は、市民センターの利用の7割が高齢者であり、2022年度の有償貸付部分の稼働率は16.5%と低かったため、公共施設マネジメントの観点から、営利を目的とした利用の導入で、若い世代に利用を広げたいとしています。

そもそも北九州市は1993年、平成5年の北九州市高齢化社会対策総合計画に基づき、住民の生涯学習活動、保健福祉活動、コミュニティー活動等の地域の拠点として、おおむね小学校区

を単位に市民福祉センターを設置し、社会福祉協議会や自治会が参画したまちづくり協議会が地域と一体となった地域づくり、まちづくりを推進してきました。ところが、市は市民センターを社会教育法から切り離し、独自に市民センター条例を設置してきました。

そこで、質問します。

営利を目的とする使用を認めることで、これまでの地域活動の場から貸し館業へと大きく変わることとなります。今年1月に、営利を目的とした利用について市民センター館長に通知し、4月に営利活動での利用は一部緩和したものの、利用する団体の目的や活動内容、講師謝礼の上限の基準が不明確で、1か月で撤回しました。今回、悪質な商法や月謝、販売の上限額を超える使用、職員が立ち入れない講座などは利用できないとする歯止めをかけたとしていますが、実証実験もせず、全ての市民センターの館長やまちづくり協議会など関係する団体の意見も十分に聞いていません。しかも、12月議会に提案し、来年4月実施はあまりにも拙速過ぎます。今回の利用目的の規制緩和は撤回すべきです。答弁を求めます。

次に、門司港地域複合公共施設整備事業の減額補正について伺います。

北九州市は、ユネスコの諮問機関、国際記念物遺跡会議、イコモス国内委員会などからの歴史的遺跡の保存と工事の中止を求める様々な声を受けて、一部を現地保存するとしています。これについて日本イコモス国内委員会は11月22日、文化財保護審議会や有識者及び市民から成る検討委員会に諮ることなく決定したことを強く懸念する、透明性と正当性を欠いていると厳しく指摘しています。一方、物価、人件費高騰で入札中止となった複合公共施設建設は、123億3,400万円のうち5億円のくい打ち工事を差し引いた118億3,400万円の減額補正を提案しています。

そこで、2点質問します。

第1に、門司港地域複合公共施設整備事業の新築工事費70億692万円の中に、くい打ち工事費約5億円も入っていました。ところが、今回入札中止になったことで新築工事と切り離し、約5億円のくい打ち工事だけを先行させるために分離発注するとしています。そもそも本体工事の発注業者も決まっていない段階で、くい打ち工事だけを行えば、建設に重大なかしが出た場合に誰が責任を取るのか疑問です。くい打ち工事は、遺跡破壊を既成事実化するためのものではありませんか。答弁を求めます。

第2に、我が党はこの建設予定地が高潮浸水想定区域であるにもかかわらず、外部からの水害避難者を受け入れる避難所もなく、防災拠点となる区役所を建設することは問題であること、また、多くの学者やI C O M O Sなどから世界的な歴史的遺産である初代門司駅関連遺構を破壊すべきではないことなど、一度立ち止まって見直すべきであることを指摘してきました。近年、異常な物価高騰により、門司港地域複合公共施設の集約による経費の節減どころか、当初の建設費を大幅に超えており、公共施設の集約化を根本から見直すべきです。答弁を求めます。

最後に、ガバメントクラウド対応整備事業について伺います。

基幹業務のシステム標準化移行に係る国の仕様変更等に伴い、今年度のクラウド利用予定料が予算を下回ることから、2億円の減額補正をしております。2025年、令和7年度までに国が策定する住民記録、税、福祉など自治体の標準化基準に適合したシステムへ移行することが義務づけられました。しかし、2025年、令和7年までに本市では20業務のうち18業務は移行できないとされています。

国はガバメントクラウドの利用は努めるものとしており、義務ではありません。しかし、北九州市はガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を進めています。2億円の減額補正の内訳は、クラウドにつなぐ回線が安価であったことで1億円減額されたことや、クラウドへの移行時期が遅れたことで1億円減少したとされています。しかし、ガバメントクラウド対応整備事業は5年間で23億円以上の見込みとなるなど多額の財政負担となるとともに、個人情報情報が脅かされる重大な危険性があります。

自治体が利用する主なガバメントクラウドは、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、オラクル系列で、4企業とも米国の巨大企業です。米国には海外データ合理的使用明確化法、いわゆるクラウド法があり、米政府は自国企業が保存しているデータの提供を強要できるようになっています。2020年、令和2年下半期には、実際既に日本政府がクラウドとして利用しているアマゾン・ウェブ・サービスが米国政府から提供を要求された情報が390件に及ぶとされています。マイナンバーカードによるトラブルなど不安が広がる中で、情報の漏えいが心配されるガバメントクラウドへの移行はやめるべきです。答弁を求めます。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、市民センター条例の一部改正につきましてお尋ねがありました。

市民センターの役割につきまして、住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域コミュニティの活性化は重要な課題であり、その中でも地域活動の拠点として開かれた市民センターづくりが必要でございます。

市民センターは、令和5年度で319万人と多くの市民の皆様に利用されている一方で、利用者の7割以上が60歳以上の方、まちづくり協議会会長の高齢化など、地域コミュニティの維持や次世代の担い手不足に関する御不安の声がございます。また、まちづくり協議会やNPOなどから、市民センターで子育てや虐待予防などの有料のイベントや講座を行いたいなどの要望もいただいていたところでございます。

そこで、こうした地元の皆様の御要望に的確に応えるため、若者や子育て、現役世代の利用を促進することなどを趣旨とする条例改正案を提出させていただき、市民センターの利用目的の規制緩和を行うことといたしております。

この改正案の策定に当たりましては、本年4月からまちづくり協議会や市民センター館長な

どの御意見を伺い、利用者が増え、市民のつながりの場としての活用が広まる、規制緩和は賛成であるが、地域活動を優先してほしいなど様々な御意見をいただいたところであります。

今回の改正案では、既に類似施設で規制を緩和している他都市の事例を参考に、地域活動の事前予約や過度な営利の抑制など、地域活動の拠点としての仕組みを担保することとしております。

拙速等の御指摘につきましては、令和5年度から検討に着手し、本年4月から新たに関係者の意見をいただきながら、時間をかけて改正案の検討を進めてきたところであり、御指摘は当たらないものと考えております。

この利用目的の規制緩和により、地域のプラットフォームである市民センターを拠点として、若者や子育て、現役世代の利用を増やし、地域コミュニティの活動の輪を広げていく好循環を創出してまいりたいと考えております。

次に、ガバメントクラウド対応整備事業につきまして、多額の財政負担、情報漏えいなどが心配されるのでやめるべきとの御質問がございました。

議員御案内のとおり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第4条により、地方自治体は令和7年度末までを目標に、住民基本台帳や税業務など20のシステムを国が定める標準化基準に適合したものに移行することが義務づけられており、あわせて、ガバメントクラウドへの移行が同法第10条で努力義務とされているところでございます。

この標準化の取組におきましては、全ての自治体が一斉に対応を行うことなどにより、システム開発技術者の不足が顕在化している状況にございます。このため、ガバメントクラウドあるいは同等のクラウド環境でしか標準化に対応できないというシステム提供事業者もあり、ガバメントクラウド等の利用は不可欠な状況にあります。

これを踏まえまして、これまで北九州市専用のハードウェア上で提供してございました業務システムの稼働監視や、業務システム間でデータのやり取りなどを行う機能などをガバメントクラウドと同等のクラウド上に移行して提供することで、より安定的、効率的な業務システムの運用を図ることとし、この整備、運用費用として5年間で総額約23億円の経費を計上したものであります。

クラウドの利用により多額の財政負担が生ずるという御指摘ではありますが、クラウドを利用することで定期的なハードウェア等の更新が不要となり、構成の設計や入替え作業などに係る初期費用が低減できます。加えて、クラウドの利用料金は利用実態に応じた従量課金制であるため、運用費の最適化が図れるなど、将来的な財政負担の軽減にもつながり得るものと考えております。

また、議員御指摘の情報漏えいの懸念につきましては、米国クラウド法におきましては適正な手続に基づく犯罪捜査という極めて限定的なケースでのみ、データ提供を要請できるものと認識をしております。仮に要請があった場合でも、クラウド事業者による異議申立てができる

こと、また、無断で情報開示しないよう日本政府への通知を求めること、さらに、無断で開示した場合でも情報が漏えいしないよう、データの暗号化を行うことなどにより国はリスクへの対応は可能としており、北九州市においても同等の対応を取ることとしております。

北九州市としましては、こうした安全策を徹底するなど、安全かつ安定的な市民サービスの提供を維持しながら、標準化対応やガバメントクラウド等の利用を着実に進めてまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長等からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）市職員の給与に関する条例の改正についての4つの質問に順次お答えいたします。

まず、物価高騰に実質賃金が追いついておらず、生活改善につながる給与改定とは言えないのではという御質問にお答えいたします。

人事委員会では、公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえまして、北九州市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本といたしまして、報告及び勧告を行っております。北九州市では従前より、この人事委員会の報告及び勧告を尊重することを基本としまして、給与改定を行っているところでございます。

本年の人事委員会の報告及び勧告は、北九州市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を月額で1万706円、2.70%下回っていることから、この較差を是正するため、国の改定傾向等を考慮の上、給与表の改定を行うように求めています。これに基づきまして、国の改定傾向や人材確保等の観点から、初任給については国と同等の引上げ、大卒で2万3,800円、高卒で2万1,400円ですが、この引上げを行う等、若年層に重点を置いた改定としております。

また、中堅層、高齢層につきましても、人材確保の観点や、現下の物価高騰の現状等を踏まえまして、勧告の水準を確保する中で、国を上回る引上げ率による改定を行う等、全ての世代に可能な限り目を向けた改定を行いたいと考えております。

物価と給与水準との関係につきましましては、民間企業におきまして、その時々物価の動向が民間企業の給与水準に反映される性格のものと認識しておりまして、民間準拠の考え方により、民間給与との均衡を図ることで、職員の給与にも物価の動向等が反映されているものと考えております。

職員の給与については、人事委員会の報告及び勧告を尊重することが、広く市民の理解と納得を得られる方法であると考えており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、国に対して北九州市の地域手当を引き上げるように申し入れるべきとの御質問にお答えいたします。

地域手当は、国において国家公務員の給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、

民間の賃金水準が高い地域に勤務する職員に対し支給される手当でございます。

また、地方公務員の地域手当につきましては、国から国における地域手当の指定基準及び令和7年度の級地別支給割合に基づき、支給地域及び級地区分、支給割合を定めることが基本との指導を受け、各地方公共団体において国に準じて措置しているところであり、北九州市も同様に人事委員会勧告を尊重しながら、国に準じた取扱いとしているところでございます。

本年、国におきましては、人事院が市町村単位で支給割合を定めている現行の地域手当の仕組みにつきまして、同一県内の隣接する市町村との関係で不均衡が生じていることを考慮し、都道府県単位を基本として支給割合を定める勧告を行いました。これにより、北九州市に在勤する国家公務員の支給割合は、現行の3%から4%に改定されることとなりますが、一方で経過措置を設けており、令和7年度につきましては据置きの3%が適用されることとなっております。

こうした国の見直しを受け、人事委員会からは本市は従来から地域手当を国に準拠してきており、本市職員の地域手当の支給割合及び経過措置についても、国に準じて実施することが適当であるとの勧告を受けたことから、国に準じた見直しを行いたいと考えております。

国における地域手当の支給割合等の改定方法につきましては、客観的、合理的な支給割合等の実現のために、全国一律の基準により決定しているものであり、北九州市における4%の適用につきましても適正なものと考えているところでございます。今後も引き続き国の改定等を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、再任用職員について、基本給与の水準や期末勤勉手当などを正規職員と同等に改善すべきとの御質問にお答えいたします。

再任用制度につきましては、定年退職者等が長年培ってきた知識、経験を公務内で活用するという観点から、国において平成13年4月に導入され、北九州市においても国の制度に準じて平成14年度に導入したところでございます。国における再任用職員の給与につきましては、民間の高齢労働者の給与水準等を勘案して設定されております。

国の再任用職員の俸給月額につきましては、職務に応じ、年功的要素を排除した単一給となっており、また、期末勤勉手当についても民間における給与水準との均衡の観点から、再任用職員のみ適用される支給割合が定められております。これによりまして、年収において再任用職員と民間の高齢労働者との給与水準の均衡が図られております。

北九州市における再任用職員の給与につきましては、国から国家公務員の再任用職員の給与の取扱いに準じた措置を講じるように指導を受けていることから、給与月額につきましては国と同様の単一給とし、期末勤勉手当の支給割合につきましても国と同様としているところでございます。

また、給与水準については、国や他都市における再任用職員の給与との均衡を考慮しつつ、毎年必要な給与改定を行ったところでございます。

なお、本年の国の人事院勧告におきまして、再任用職員に対し新たに住居手当を支給することが勧告されました。これを受けまして、北九州市の人事委員会からも国の給与制度との均衡を図る観点等から、適宜必要な措置を検討されたいと言及されたことから、住居手当を支給することとしたいと考えております。

再任用職員の給与につきましては、国に準じて措置することが適当であり、人事委員会勧告で給与水準や期末勤勉手当の改善について言及されていない中で、北九州市独自に改正を行うことは困難でございますが、今後も引き続き国の改定等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、日本郵政での最高裁判決を受け、北九州市の会計年度任用職員の病気休暇も有給にすべきではないかという御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員は、各職場で臨時的な業務や正規職員の補助業務等に従事しており、その勤務条件につきましては国から基本的な考え方が示されております。その中で休暇制度につきましては、地方公務員法等において国との均衡を考慮することが求められております。

北九州市におきましては、これまで国に合わせ、職員の育児参加休暇や配偶者等出産休暇、不妊治療に係る通院等休暇の新設や、職員の出産休暇の有給化などの処遇改善を行ってきたところでございます。病気休暇につきましては、負傷または疾病のために勤務できない職員に対しまして、その療養に専念させる制度であり、その内容につきましても、国家公務員に合わせ正規職員については90日以内の有給休暇、会計年度任用職員につきましては10日以内の無給休暇としております。

議員御指摘の日本郵政に係る最高裁判決におきましては、病気休暇について郵便業務を担当する正規職員に対して有給休暇を与え、同業務を担当する非正規職員に対して無給休暇を与えるという相違は不合理との判断がなされました。

一方、同時期に争われた大学の正規職員と非正規職員に関する類似事案の最高裁判決におきましては、不合理には当たらないとされるなど、正規職員と非正規職員との労働条件については、事案ごとに個別に判断されております。このような様々な判例や民間企業の休暇制度等も踏まえつつ、国において現状の病気休暇制度が適用されているものと認識しております。

北九州市における会計年度任用職員の勤務条件につきましては、今後も国の動きを注視しながら、法に定められた国との均衡を考慮するという基本的な考え方を維持しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 指定管理者の指定について、人件費上昇分が労働者に支払われているか市は把握すべきと考えるという質問に答弁いたします。

公の施設の管理運営を担う指定管理者が、給与をはじめとする従業員の適正な労働条件を確保できるよう、市として適切に対応することは重要であると認識をしております。このため、

指定管理者の募集に当たりましては、将来の物価や人件費の上昇を見込んで、指定管理料の上限額を算定いたしております。これに加えまして、本年4月に行った指定管理者制度の見直しでは、人件費相当分について、会計年度任用職員の給与水準を積算根拠とすることといたしました。

一方で、指定管理者の従業員の個別の労働条件につきましては、従来から申し上げておりますとおり、労働関係法令遵守の下、労使間で自主的に決定される事項であり、市が直接的に関与する立場にはございません。このため、指定管理者の従業員の給与実態を一律に把握することは考えておりませんが、北九州市では指定管理者の労働関係法令の遵守状況につきまして、施設所管局が定期的にモニタリングを行うこととしております。

さらに、指定管理者の変更があった施設などを対象に、社会保険労務士等の専門家による点検調査も行っておりまして、令和6年度は4件、14施設を対象に実施をいたしております。引き続き、指定管理者に対しまして、労働条件の点検や労働関係法令の遵守に関する助言を行うなど、適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）指定管理者の指定についてと、門司港地域複合公共施設整備事業についての2つの質問に順次御答弁申し上げます。

まず最初に、指定管理者の指定についてのうち、志井ファミリープールの指定管理料が令和5年度当初の予定の約4倍ものコストがかかる事態が起こり、経費削減を目的とした指定管理者制度そのものが破綻しているのではないかという御質問に御答弁申し上げます。

志井ファミリープールは流水プールなどを備えたレジャープールであり、昭和61年7月に開設いたしました。市内外の多くの方々に親しまれている施設であり、これまで累計入場者数は480万人を超えており、平成18年4月から指定管理者による施設の管理運営を行っているところでございます。

御指摘の令和5年度からの指定管理料の上限額の増加は、エネルギー価格の高騰による光熱水費などの増加に加え、スライダープールの休止などの施設の老朽化により入場者数が減少することに伴う入場料収入の大幅な減額に対応するために、見直したものでございます。今回の指定管理料は、上限額の算定が過去の実績だけではなく、経営努力によるコスト減少や人件費などの上昇を、より適切に反映してほしいという事業者の声を踏まえた市全体の指定管理制度の見直し方針に基づき、将来の物価や人件費の上昇を見込んだ指定管理料の上限額を設定しているものでございます。

これまで志井ファミリープールの指定管理者は、自主事業といたしまして、地域の方々や地元企業と連携した魅力あるイベントの実施や、施設内に要望が多かったテナント誘致を行い、得られた収入増加分を活用し、施設の維持管理費を賄うことで経費の削減を図り、効率的、効果的な運営に取り組んでまいりました。今回の公募におきましても、夏季営業期間以外

でのフリーマーケットやバーベキューの実施など、民間ノウハウを最大限生かした収入の増加と経費削減と経営の効率化が提案されており、御指摘の指定管理制度の破綻には当たらないと考えております。

今後とも志井ファミリープールの魅力を引き出しながら、効率的、効果的な運営となるよう、北九州市といたしましても施設の老朽化への課題にしっかりと対応しながら、指定管理者による魅力あるサービスの提供ができるよう努めてまいります。

続きまして、門司港地域複合公共施設整備事業につきまして、くい打ち工事は遺構破壊を既成事実化するためのものではないか、それから、当初の建設費を大幅に超えており、公共施設の集約化を根本から見直すべきの2つの質問にまとめて御答弁を申し上げます。

門司港地域に点在しております公共施設は、築94年を超える区役所など老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分でなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一との考えの下、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては着実に進めていくこととしております。

この門司港地域複合公共施設整備事業は、平成28年の公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして位置づけられております。本事業を進めるに当たりましては、構想の段階から自治会や施設利用団体などとの意見交換などを実施し、市民の皆様の御意見を伺いながら丁寧に進めてまいりました。

施設計画につきましては、施設の利用実態を踏まえ、施設の機能や規模、整備内容を検討し、市民利用施設はホールの座席数や会議室の数を削減、図書館は2つの施設を1つの施設に集約、庁舎は会議室、トイレ、エレベーターなどを共用利用することで面積を削減するなど、真に必要なものに限り整備する計画としております。

さらに、事業の進捗に応じまして、公共事業評価などで外部有識者にも意見を伺い、賛同を得るとともに、物価高騰の影響で増額となった施設整備費につきましても、さきの6月議会にお諮りし、御承認をいただき、事業を進めているところでございます。このようなことから、御質問にあるような公共施設の集約化を根本から見直す考えはございません。

本年9月4日に門司港地域複合公共施設新築工事の入札の実施について報告を行い、手続を進めてきましたが、最終的に応札者がいなかったため入札は中止となりました。しかしながら、集約、建て替え対象の公共施設は老朽化が著しく、市民の皆様に御不便や御負担をおかけしており、この対応は待ったなしの状況であるため、市民の安全・安心が第一との考えの下、本事業は着実に進めていかなければならないと考えております。

このため、これまで目指してきた令和9年度中の完成に向け、遅れが極力生じないように検討を行った結果、建設工事のうち、くい工事を令和7年度当初から着手することとしたものでございます。こうしたことから、令和6年度中にくい工事の契約を行い、造成工事完了後、速や

かにくい工事に着手することとしております。

このように、くい工事を先行して進めていくことは、市民の安全・安心が第一との考えの下、進めている施設の完成に向けて事業を着実に進めるためのものであり、議員御指摘のくい工事は遺構破壊を既成事実化するためのものではないかという趣旨に基づくものではないと考えております。

なお、くい工事を先行して発注しても、一体で発注した場合と施工手順は変わらないこと、工事の各段階で市の技術職員が検査し、品質管理を行うことから、建設に当たっての御指摘のような重大なかしが起きるようなことはないと考えております。

今後も引き続き市民の皆様の安全・安心及び利便性の向上と門司港地域の未来の発展のために、本事業をしっかりと進めてまいります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）最後に、指定管理者の指定についての残りの御質問でございます、教育機関である図書館への指定管理者制度に営利を目的とした企業を指定すべきではないとのお尋ねにお答えいたします。

北九州市の図書館では、施設の設置目的の達成などを確認するために、P D C Aのマネジメントサイクルを用いて指定管理者の評価を行って、レベルアップを図っております。評価に当たりますは、御指摘の貸出者数、貸出冊数だけではなく、加えまして、利用者満足度や適正な管理運営、また、安全対策なども合わせまして20を超える項目で多角的な評価を行っております。

指定管理者に対して通知をいたします評価シートには、単に数値のみで評価を行っているものではないことが分かるようにしてございまして、昨年の不正行為は制度に起因して発生したのではなく、特定の指定管理者の個別事案と捉えております。

一方で、指定管理者の選定につきましては、こうした評価とは別に、安定的な人的、財政基盤や利用者の満足向上に向けた具体的な提案内容などを、外部の有識者等から成ります指定管理者検討会において審査をしております。さらに、今回の指定管理者選定に当たりますは、図書館独自にコンプライアンスに関する体制整備の基準を設けるなど、より適正な運営ができる事業者の選定を行っているところでございます。

北九州市の図書館につきましては、指定管理者制度を導入しました平成17年度から約19年間にわたりまして安定的に運営されております。毎年実施いたします利用者アンケートでも高い満足度を維持してございまして、利用者ニーズにも応えられているところから、今後も指定管理者制度を適切に活用しながら、図書館サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）それでは、再質疑いたします。

まず、市民センター条例の一部改正についてです。

この問題は今年4月に市民センター利用の緩和の提案がされましたが、不透明であることが指摘をされ、撤回しました。ところが、今回規制緩和が出されましたけども、その教訓は全く生かされていません。市長は、他都市の状況や、また、令和5年から意見を聞いてきたと、当たらないと言われましたけども、市民センターの館長やまち協の役員、また、クラブの意見はほとんど聞かれていません。強行は許されません。今度の緩和は市民センターの在り方を大きく転換する重大な問題です。

そこで、伺います。

武内市長に伺いますが、社会教育法の20条の住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進に寄与するとなっています。市民センターの活動では今年6月、三浦総務市民局長がコミュニティー、保健福祉、生涯学習と答弁しています。これは社会教育法とほぼ同じ内容です。今回、営利を主たる目的とした利用を緩和しても、この活動の基本に変更はありませんか、伺います。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今、議員からお尋ねがありました。市民センターにつきましては、社会教育法上の施設とはしておりませんで、市民センター条例というのを別途つくりました館でございます。地域の活動の拠点となる館だと考えております。

これまで答弁してきたように、あくまで地域活動の拠点となりますので、地域コミュニティーでありましたり保健福祉でありましたり生涯学習であったりということで、様々な地域活動に資する活動が中心となります。今回の規制緩和におきましても、地域活動の拠点という基本は当然変えるつもりはございません。その中で地域から要望がありました、いろんな規制を少し緩和していただいて、もうちょっと活動の幅を広げてほしいという要望にお応えするものだと考えておりますので、これまでと基本的な考え方は変わっていないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）社会教育法の基本的な考えは、営利を主たる目的としても変わらないと言われましたけども、実際の目的はそうだったとしても、実態は変わるんじゃないですか。そもそも社会教育の目的は人づくり、地域づくり、つながりづくりといった役割を市民センターが担ってきました。今回の規制緩和で会議室を貸し出し、塾や商談、展示会などいわゆる稼げる貸し館業に大きく転換するものです。

そもそも公民館は教育基本法が適用されていましたが、平成28年、2016年、教育委員会から市民センターに移り、条例をつくり、いわゆる市民センターが発足をし、社会教育法から適用除外となってまいりました。しかし、社会教育法の23条では営利を目的とすることを禁じています。しかも、第20条には一定区域内の住民のため地域住民の活動に限定しています。営利を

目的にした利用を認めると、この地域活動が排除されるようになるんじゃないでしょうか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）繰り返しになりますが、あくまで社会教育法上の施設ではありませんので、市民センター条例に基づく館でございます。それでも地域コミュニティーの活動でありましたり、先ほど言いました生涯学習活動でありましたり、そういったものというのは中心になろうかと思いますので、今回の改正におきましてもそれを担保するために、住民の利用は2か月前から、営利を目的とする、緩和をする部分につきましては予約は1か月前からというふうに、地域の活動を担保できるようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）そもそもは社会教育法に基づく公民館から出発をし、市民福祉センター、市民センターと変わってきた、しかし、三浦総務市民局長は実態として社会教育法と同じなんだということになっているわけですね。だから、それがなぜこれまで営利を主たる目的とした利用を認めてこなかったのかと、これはこれまでの中で明らかになっているのは、営利を目的とした利用を認めると、地域の活動が排除されていく、弱くなってくると言われているんですね。だから、目的は変わらないと言われても、これまでまちづくり協議会を中心としたそういう地域活動、これが実態として変わるようにならないと、そういう担保はあるんですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）繰り返しになりますが、そういった部分につきましては担保できるような制度設計としております。これまでは地域活動優先という形で運営を進めてきましたが、時代も変わりまして、地域のほうからやっぱり活用の幅を広げてほしいという声も上がりました。一方で、若者や子育て世代とか現役世代を呼び込む方策としても、多くの人にやはり市民センターを使っていただきたい、それで地域活動に参加してほしいという思いもありますので、こういった改正をしたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）今年4月の本会議で三浦総務市民局長は、利用者の意見も聴取しながら分かりやすい運用見直しを進めると答弁していますよね。今現在7割が高齢者が利用していると、だから、若い人たちが利用するように変更していきたいんだと言われたんですけども、市民センターの館長、<sup>130</sup>~~125~~の館長の意見、また、まち協の会長や、また、クラブ連絡会のいわゆる市民センターを利用されている人の意見を聞きましたか。今までは十分に意見も聞くんだと言われましたけど、実態は聞いていないんじゃないですか。若い人たちの利用を進めたいということであれば、どれだけ若い人たちの意見を聞いたんですか。全くこの4月の撤回をした教訓が生かされていないんじゃないですか。撤回すべきじゃないですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）先ほど市長からも答弁しましたように、昨年度から検討を進めまして、確かに議員おっしゃられたとおり準備不足もありまして、4月に1回スタートしたものは1回撤回いたしました。その後、その反省を踏まえまして、まちづくり協議会の会長でありますとか市民センターの館長、あとは利用者でありますNPO団体とか民間企業を含めて様々な意見を聞いております。我々だけが直接聞いたものだけじゃなくて、区役所のコミュニティ支援課が毎月市民センターの館長と会議を開いておって、利用者の声というのを集約しておりまして、そのコミュニティ支援課と本庁の地域振興課のほうも毎月情報共有をしておるところでございます。そういった中でいろんな意見を聞いておるところでございますので、これは進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）私は、市民センターの館長に何人か聞きました。また、まち協の会長にも話を聞いたけども、全く聞いていないと。十分に意見を聞くといいながら、こういう重大な転換をすることに対して聞いていない、これ重大問題でしょう。こういうふうな市民センターの在り方を変えるような問題について、なぜ12月議会で提案をして4月1日に実施なのか、これトップダウンでしょう。市民センターの館長に聞いてもこのことについて何も聞いていないと。市長の記者会見があって、それを聞いてくださいと、逆でしょう。市民センターの館長の意見を聞いたり、まち協の意見を聞いたり、クラブ連絡会の人の意見を聞いて、そして、市長が記者会見するんだったら分かるけど、逆じゃないですか。何が幅広く関係者の意見を聞くですか。こういうふうなやり方はやっぱりよくないですよ。

いわゆる市民センターは地域を主体とした活動をされています。そういう人たちに対してこういうトップダウンのことをやっていけば、市に協力しない、こういうことになってまいりますよ。また、先ほど言われたように、地域に対しては2か月前に予約ができる、そして、営利を目的とするところについては1か月と、本来公平であるべき市民センターでこれをわざわざ入れなければならない、これ問題じゃないんですか。なぜ十分に市民の意見を聞いて、地域と一体となって北九州を発展させていくとまらないのか疑問です。

そもそも公民館は1951年、昭和26年、旧八幡市が都市公民館発祥の地であり、小学校区を単位とした住民参加型の文化、体育、生活など市政の重点政策を掲げ、生涯学習の場である公民館を設置してきました。その後、1963年、昭和38年、戸畑の三六公民館の婦人会で共同研究を発展させ、本市の公害克服に取り組んできました。まさに公民館が地域を主体にコミュニティー、保健福祉、生涯学習活動の非営利活動であったわけです。

教育委員会直轄から教育文化事業団に替わって社会教育法の適用が変わりました。ところが、市民文化スポーツ局に所管を替えて社会教育法の適用から除外をし、独自に市民センター条例をつくってきました。公民館である教育施設から市民センターに替えたこの土台となり、今日の規制緩和が進められてまいりました。今回、稼げる貸し館業に変質したものじゃないん

ですか。今回、営利を主たる目的とした利用を認めれば、市民センターの地域づくり活動が縮小、廃止されることになることを強く懸念いたします。

しかも、今回実施に当たって、センターの館長、<sup>130</sup>~~150~~館のうち10件程度しか聞いていません。まち協の役員、クラブ利用者などの意見はほとんど聞いていません。実証実験もしておらず、若い人の利用を促進したいのであれば、若い人の意見を聞くべきです。このまま強行することは認められません。営利を目的としたこの利用は撤回すべきです。

次に、指定管理者制度について伺います。

先ほど人件費高騰分について上乗せしたと言われましたけども、なぜ上乗せした部分について実態を把握しないのか、このことについて明確に答弁をお願いします。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） まず、実際の配置人数、あるいは勤務シフトは指定管理者の裁量に委ねられております。積算上、市が算定する算定に用いた給与水準とは必ずしも一致しません。先ほども申しましたとおり、一律に把握する考えはございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 48番 大石議員。

○48番（大石正信君） 指定管理料の上限額に物価高騰分や人件費高騰分を反映したというのなら、それは労働者にきちんと賃上げ分が反映されているかどうか、つかむのは当然のことだと思います。指摘をして終わります。

○議長（田仲常郎君） 以上で質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案83件については、お手元配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第87 一般質問を行います。36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君） 皆さんこんにちは。ハートフル北九州の奥村直樹でございます。早速一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、門司港地域複合公共施設についてお伺いします。

門司港地域複合公共施設の建設については、私も様々な御意見を伺っているところです。建設予定地から出土した旧門司駅遺構の保存を望む声がある一方、町の中心地により近い場所に、より便利な施設の早期完成を望む声もあるため、慎重に必要な調査をし、説明責任を果たした上で、特別なものが発掘されない場合は、早期の建設を求めて私も予算案に賛成しました。そして、今年の6月に複合公共施設の建設工事等に係る債務負担行為が設定され、9月から工事に係る入札手続が行われましたが、入札に応じる業者がおらず、入札中止となりました。

そこで、3点お伺いします。

今議会において、6月議会で可決した門司港地域複合公共施設整備事業に係る債務負担行為

123億3,400万円について、118億3,400万円減額する補正予算案が提出されています。減額後の5億円で、いつからどのような工事を行う予定なのか、また、今回減額した債務負担行為118億3,400万円について今後の提出予定や工事等のスケジュールについて見解をお伺いいたします。

次に、今回の入札中止は、計画を考え直す機会ではないかと捉えます。現状の計画では現在の区役所機能をそのまま移設することになっています。しかし、令和5年度から、書かない、待たない、行かなくていい区役所を目指してスマート区役所サービスプロジェクトを進めており、状況は変わってきています。さらに、出張所の機能強化やコンビニなど民間の力を借りることで対応できる業務が増えていくと考えます。つまり、区役所機能の多くは近い将来に規模が縮小されることが予想され、その分空きスペースができることとなります。

そこで、近い将来に削減されることが予想される部署を分離し、例えば商店街の空き店舗や町なかの空きビルなどを賃借してリノベーションし、町なか区役所のような形に変更してはいかがでしょうか。今後の変化に対し、費用をかけずに規模を柔軟に対応していくことができます。余裕ができるスペースを活用して、高潮が懸念されている図書館を2階以上に上げることもでき、その分余裕ができた1階には遺構の見えるガラス床や遺構の資料展示コーナーの場所を十分につくることができます。さらに、ワンフロア分の設備が不要になる分を町なか区役所部分のリノベーション費用に充てることができ、町なかの空き店舗を減らし、交流人口も増加すると考えますが、見解をお伺いいたします。

この項最後に、交通の懸念についてお伺いします。

門司港駅周辺は日常から車が多く、土地カンのない観光客の方々も訪れます。その中で、建設中は多くの工事車両が出入りすることになるとと思いますが、周辺の安全確保や渋滞することを懸念します。また、複合公共施設が予定どおり建設された場合、国道198号側の出入口の混雑や、ロータリー側は混雑に加え、路線バスや駅の送迎などで麻ひすることを懸念しますが、見解をお伺いいたします。

次に、門司赤煉瓦プレイスの維持管理についてお伺いいたします。

門司赤煉瓦プレイスでは、これまでNPO法人が自ら所有する赤煉瓦交流館の貸し館料や家賃を主な収入源として施設の管理運営を行うとともに、北九州市門司麦酒煉瓦館や駐車場を指定管理者として管理運営してきましたが、令和4年12月に施設の位置づけや管理運営の在り方を見直し、民間事業者のノウハウを最大限生かした上で、さらに地域の価値を上げる施設として再生することとなりました。北九州市門司麦酒煉瓦館等の施設の新たな活用策について、土地、建物の貸付けを前提とした公募型プロポーザルを実施し、株式会社スピナが優先交渉権者として決定しました。

そこで、2点質問します。

1点目に、市長は記者会見で、民間の稼ぐ力によって建物の改修や維持管理を行いながら、

より一層赤煉瓦プレイスの魅力を発揮させていく、民の力でうまく再生して、施設の価値、魅力を向上させるとおっしゃっていました。赤煉瓦プレイスは、現在もNPO、民間による指定管理によって運営されているにもかかわらず、民の力で再生するということは、指定管理者制度に問題があったと認識されているのか、それとも民間の運営方法に問題があったという認識なのか、見解をお伺いいたします。

2点目に、先ほど紹介したように、市長はより一層赤煉瓦プレイスの魅力を発揮させていくとおっしゃっています。今回のプロポーザルによって赤煉瓦プレイス内の旧倉庫棟である赤煉瓦交流館、旧サッポロビール醸造棟、旧組合棟である赤煉瓦写真館を所有しているNPO法人は、駐車場と麦酒煉瓦館からの収入が減ることになり、今後所有する施設の維持管理に支障を来す可能性があります。

そこで、市長がおっしゃる、より一層赤煉瓦プレイスの魅力を発揮させていくという観点から、NPO所有の施設について、今後行政としてどのように関わっていくのでしょうか、見解をお伺いいたします。

最後に、市街化調整区域での開発、建築行為についてお伺いいたします。

市街化調整区域は、都市計画法により都市の無秩序な市街化を防止して計画的なまちづくりをするために、市街化を抑制すべき区域として定められています。一方で、市街化調整区域といえども、そこに居住している者の日常生活が健全に営まれるよう配慮することが必要なため、容認すべき必要性があるものは許可し得るということで、学校、病院、福祉施設やミニスーパーなどが実際に建築され、今も存在しています。しかし、それらの施設は、昨今の人口減少で近隣在住の従業員の確保が難しく、市街化調整区域内に立地しているため、公共交通の便も悪くなっており、遠方からの通勤に支障を来しています。特に、早朝や深夜に出勤が必要な業種については、人材の確保がより困難となっています。

そこで、従業員寮があれば解決する場合がありますが、職場の近くに寮を造ることや、あるいは空き家を借りて寮とすることは、市街化調整区域の制限によって阻まれており、開発審査会の承認が必要です。許可の要件とは、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内で行うことが困難または不相当である場合とあり、従業員寮の建築は要件に合致するのではないのでしょうか。

市街化調整区域といえども、そこに居住している者の日常生活が健全に営まれるように配慮することが必要として造られた施設を維持するためにも、早急に開発審査会にて審査すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で第1質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、市街化調整区域での開発、建築行為につきまして、病院などの施設維持のために従業員寮などについて早急に開発審査会で審査すべきとのお尋ねがございませ

た。

北九州市では、無秩序な開発による環境悪化を抑制するため、都市計画法に基づき、良好な市街化を形成する市街化区域と豊かな自然環境を保全する市街化調整区域に区分し、計画的な都市形成に努めてまいりました。この方針の下、市街化調整区域において開発、建築行為が可能な施設は、農林漁業者の住宅や学校、病院などの公益施設やミニスーパーのような日常生活に必要な店舗などに限定をしております。御指摘の従業員寮につきましては、多くの方が居住する施設もあり、市街化を促進するおそれがあるため、現行の開発許可制度では許可の対象にはしていません。

一方、近年全国的に働き手不足が深刻化しております。特に、医療や社会福祉施設では、従業員が不足することにより入院や入所されている方々の生命や健康に支障を来すことが憂慮されている状況にあります。実際に、北九州市でも通勤に不便な市街化調整区域にある医療や社会福祉など、入院、入所機能を有する施設から、早朝や夜間、緊急時の従業員の確保のために、施設の近隣に従業員寮を建築できないか相談がございます。このため、北九州市といたしましても、これらの施設における従業員の確保、これは大変重要な課題であると認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、医療機関や社会福祉施設などに限定し、従業員寮に対する開発許可のための基準の見直しについて関係部局で協議を行うことなど、協議を進めているところであり、その結果を基に開発審査会において審査を行うなど、適切に対応してまいります。

市街化調整区域における開発、建築行為に対しましては、今後も社会情勢などを踏まえて適切に対応してまいります。以上です。

残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）最後に、門司港地域複合公共施設の整備について、それから、門司赤煉瓦プレイスの維持管理についての2つの質問に順次御答弁を申し上げます。

まず最初に、門司港地域複合公共施設についての3つの質問、建設工事に係る予算の提出予定や工事などのスケジュールについて、それから、今回の入札中止を受け、区役所機能を縮小し、図書館を2階に上げるなど計画を見直す機会ではないか、それから3点目に、建設中における周辺の安全確保や渋滞及び施設完成後のロータリーの混雑などを懸念しているということについての質問にまとめて御答弁を申し上げます。

門司港地域に点在しております公共施設は、築94年を超える区役所など老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分ではなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一との考えの下、門司港地域複合公共施設につきましては着実に進めていくこととしております。

議員お尋ねの区役所DX推進の取組につきましては、スマらく区役所サービスプロジェクト

を立ち上げ、デジタル技術を活用した新たな窓口サービスへの変更を総合的に進めており、各種証明書のコンビニ交付の実施やオンライン手続ポータルサイト、スマらく窓口の開設などに取り組んでおります。一方で、区役所にはデジタル技術に不慣れな方に対しての丁寧な窓口対応や相談機能の充実、地域コミュニティ支援の機能強化も求められております。現計画につきましては、このような考えに基づきまして必要な機能を効率的に配置し、最低限必要な規模を確保しております。このため、区役所施設の規模につきましては、現計画をさらに縮小することは適当でないと考えております。

次に、建設予定地周辺の交通安全、渋滞への対応につきましては、複合公共施設の建設工事においては、工事車両などが出入りする際は、交通誘導警備員が歩行者を安全かつ優先に誘導するとともに、歩行者や交通量の多い時間帯などを避けて資機材を搬入するなど、安全確保や渋滞対策を適切に行うこととしております。

また、複合公共施設の完成後につきましては、交通量解析を基にした交通管理者や道路管理者とのこれまでの協議では、大きな渋滞は発生しないという見込みであることを確認しておりますが、今後とも万全を期すため、より一層の対策を講じてまいります。

具体的には、駐車場への入庫につきましては、国道198号から駐車場に入場するまでの経路を長くすることで、道路への車の滞留を防ぐこと、それから、駐車場からの出庫につきましては、ロータリーから国道198号に出る車線を現状の1車線から、直進・左折と右折の2車線に改良すること、加えまして、国道198号棧橋通り交差点を改良し、右折レーンを延長することなどにより、交通の流れを現状よりさらに円滑にしたいと考えております。また、ロータリー内の安全性を高めるため、車線分離、路面標示などによる一般車両及びバスの通行帯の明確化も行うこととしております。

次に、門司港複合公共施設の建設工事につきましては、令和6年6月議会で建設工事123億円の債務負担行為を議決していただき、本年9月4日に門司港地域複合公共施設新築工事の入札の実施について公告を行い、手続を進めてまいりましたが、最終的に応札者がいなかったため、入札は中止となりました。

そこで、公表している令和9年度中の完成に遅れが極力生じないように、建設工事のうち先行できるくい打ち工事を令和7年度当初から着手することといたしました。そのため、令和6年度中にくい工事を契約する必要があるため、これに要する5億円を残し、減額補正案を今議会に提出しているところであり、造成工事完了後、速やかにくい工事に着手する予定でございます。また、本体工事に係る予算につきましては、できる限り早く予算案を議会にお諮りするため、内容を精査しているところでございます。

いずれにいたしましても、令和9年度中の施設の完成を目指し、事業を着実に推進してまいります。今後も引き続き市民の皆様の安全・安心及び利便性の向上と門司港地域の未来の発展のために、本事業をしっかりと進めてまいります。

次に、門司赤煉瓦プレイスの維持管理について、2つの質問でございますけども、公募プロポーザルに移行したのは、指定管理者制度、民間の運営方法、どちらに問題があったのか、それから、市はNPO所有の施設について、今後どのように関わっていくのかの2つの質問にまとめて御答弁申し上げます。

門司赤煉瓦プレイスは、サッポロビール九州工場跡地で、閉鎖後は北九州市が土地と事務所棟を、NPO法人門司赤煉瓦倶楽部が倉庫棟、醸造棟及び組合棟を譲り受け、連携してれんが建造物を生かしたまちづくりを進めてまいりました。このうち、北九州市が所有いたします事務所棟は、平成17年にビール工場の歴史を伝える観光施設、門司麦酒煉瓦館としてリニューアルし、駐車場とともに指定管理者制度を導入し、入館料や駐車場料金の収入によって施設運営を賄う完全利用料金制で運営を行ってまいりました。

しかしながら、門司麦酒煉瓦館は、近年展示品の目新しさがいいことなどもあり、有料利用者はピーク時であります平成20年度の約1万9,300人から、令和5年度には約2,800人まで落ち込み、また、新たな収益機能を設けることも難しく、厳しい経営状況が続いておりました。こうした中、老朽化している建物を適切に保全していくための財源確保が大きな課題となっております。こうしたことから、令和4年12月、収入源に乏しく、運営の自由度が低い北九州市の観光施設という位置づけに限界があると考え、抜本的に見直すこととしたものでございます。このように、今回の見直しは指定管理者制度や民間の運営方法自体に問題があったことを理由とするものではないものでございます。

見直しの内容につきましては、令和4年8月以降に行われましたサウンディング調査に基づき、民間の稼ぐ力により駐車場空間を有効活用し、その収益により建物の改修や維持管理を行うことで、門司赤煉瓦プレイスのさらなる魅力向上につなげていくことといたしました。これらを受けまして、市の所有する門司麦酒煉瓦館と駐車場敷地を対象に、新たな活用策を募る提案型の公募を行い、その結果、株式会社スピナが優先交渉者に選定されたものでございます。

これまでも赤煉瓦プレイスはNPO法人が所有する赤煉瓦交流館などと、市が所有する門司麦酒煉瓦館などが一体となってにぎわいを創出してきたところでございます。NPO法人が所有する施設は、今までと同様に自ら収益を上げ、適正な施設の維持管理に努めていただくこととなりますが、北九州市といたしましては、新規参入する事業者と連携し相乗効果を生むことで、当地区をさらに活性化していきたいと考えております。

赤煉瓦プレイスは、歴史薫る町並みがあり、また、関門海峡を目の前に望むことができるなど、非常に高いポテンシャルがあります。この場所の魅力を引き出すためには、NPO法人所有の施設も重要なものであり、北九州市といたしましては集客事業を共同して企画するなど、引き続きお互いの施設の連携を図りながら、門司赤煉瓦プレイスが市民の皆様にも末永く愛され、さらにエリアの魅力が高まるよう、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）御答弁ありがとうございました。残りの時間限られておりますが、第2質問させていただこうと思います。

順番は逆になりますが、まず初めに、市長から御答弁いただきました市街化調整区域での開発、建築行為について、今市としても同じか、そこに今の状況を何とか改善していこうということで御答弁いただきました。ぜひともお願いしたいと思います。

先ほどおっしゃっていたように、人材不足、本当に今深刻な状況でして、もうぎりぎりの状況だと伺っています。今協議を進めているということでしたが、今の状況ですと具体的にいつ頃こんなふうに進められそうだというのがもし分かれば、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）従業員等の見直しの関係でございますけども、今、先ほど御答弁申しましたように、関係局と今協議を行っているような状況でございます。これを進めるに当たりましては、まず、開発基準の見直しというのが必要になってくるというところでございます。私どもとしましては、今の協議を進めまして、その後開発基準の見直しというのを年明け、2月ぐらいにしろかと思うんですけども、そういうところを目指して見直しを図っていきたくて考えております。

したがって、そういった具体的な案件の審査会に諮るというところでございますけども、その基準の見直しがないと審査会に諮るということができませんので、その後ということで、あと具体的には事業者の書類というのが出てくるのを待つという形になるんですけども、その2月の見直し以降、具体的には1か月後とか2か月後、そういったところが考えられるのかなと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）ぜひそのスケジュールでできるだけ早く進めていただきたい、審査会のタイミングもあろうと思いますが、書類のことももちろんルールが決まらないと作ることはできないでしょうが、もしそれこそ今から手をつけられることがあるなら、情報共有しながら、もしそれは最後駄目になる、方向転換があるかもしれませんが、進むとすればという傾向でも構いませんので、なるべく早く進むような情報共有、望む皆様と進めていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、赤煉瓦プレイスの維持管理でございますけども、確認なんですけど、先ほどの御答弁からすると、例えばこの間先ほどちょっと私が言った、市長の記者会見等でおっしゃっていた、民間の稼ぐ力で建物の改修、維持管理をすることで赤煉瓦プレイスの魅力を発揮していく、あるいは価値ある建物、北九州の歴史を民の力でさらに魅力アップしていくというような形でおっしゃっていましたが、ここで言う赤煉瓦プレイスというのは、先ほどの答弁で言うと、市が

所有しているところを指しているということによろしいですか。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）まず、門司の赤煉瓦プレイスというところでございますけども、先ほど御答弁で申し上げましたように、市が所有する土地、事務所棟、それから、NPO法人が所有する倉庫棟、それから、醸造棟及び組合棟、こういったところを含みまして、私どもとしては赤煉瓦プレイスという形で考えております。したがって、市とNPO法人、今回は新しく事業者というのが出てくるわけなんですけど、そこが一緒になって取り組んで、この赤煉瓦プレイスをさらに盛り上げていく、それが必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）ということであれば、この建物の改修や維持管理をすることということにも、例えばNPO所有の建物も入っていると今答弁からそう受け取ったわけですが、そうすると、先ほど答弁にもありましたが、これまではNPO法人の収入源というのは主に駐車場がメインだったと、あとはそれに麦酒煉瓦館が入ってくるわけですけども、それが今回なくなっていくとなると、NPOとしては収入が減っていく中で、今までと同じように管理をしていかなければいけないとなりますが、このまま何もなければ、当然苦しくなっていくと思うわけですけども、その点何か維持管理に係る補修費等について、行政として何か考えられているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）ちょっと分担のところについてと、もう一回補足で御説明させていただきます。

先ほど私が御説明したのは、門司赤煉瓦プレイスというところについての御説明でございました。ちょっとその辺の説明で補足しますと、前回から指定管理者として行っていたところというのは、市が所有するところということで、具体的には事務所棟で、名称でいけば門司麦酒煉瓦館、それと駐車場のところ、これを指定管理者という形をお願いしていたので、その分についての採算という形です。それとは違って、NPO法人が所有している施設、これについては先ほども御答弁申し上げましたように、原則としてはNPO法人がそこをしっかりと維持管理していただくというのが基本的な考え方になります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）分かりました。ということは、先ほど申し上げたように収入源が減るといことは、今までどおりは難しいということが十分考えられるんですが、そうすると、この立派な必要な歴史的なこの建物、将来的には、もし難しければ、市が管理するというようなことも考えられているんでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）今現在は、そこはNPO法人が所有しているというところです。まずは、私どもとしましてもそれぞれNPO法人が持っている施設、それから、市が所有している施設、その相乗効果でここをさらに活性化していきたいと考えておりますので、ここは仮にの話じゃなくて、私どもとしましてもそこを2つの相乗効果の中でしっかり運用できるような形、これをしっかり取り組んでまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）分かりました。先ほど言ったように、例えばにぎわいが出て、今のNPO法人の状況であれば必ずしも収入が上がるわけじゃないと思いますので、もちろん市民としてはそこににぎわいが出ることは1つ大切なことですが、建物の維持管理という面而言えば、これから当然市は家賃収入が入ってきます。土地の貸し出す収入が入るし、民間も稼いでいただくということですので、その維持管理の費用に関してもしっかりと行政が間に入って調整をしていただきたいと思います。これは強く要望して、また今後も引き続き議論させていただければと思います。

最後に、門司港地域複合公共施設についてですが、時間があまりないのですが、駐車場の件、先にお伺いしますが、問題ないということでしたが、最近やはりコロナが明けてというか、車が増えて、駐車場近辺では非常に混んでいる姿をよく見るんですけども、これはそれが問題ないと、出口のところ、バスロータリーが混雑が非常に懸念していることと、198号からの道路を長くするというは、細いので多分逃げられなくなると思うんですけど、例えばUターンしたりとか、途中で離脱することは可能とか、そこはどのように考えられていますでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）今回の分についての渋滞の対策でございますけども、まず、私ども交通解析をやらさせていただいております。その中、これは数字上の話なんですけども、渋滞を招くことがないという形になっているところがございます。ただ、そこはいろんな懸念材料が、議員から今御説明がありましたように、いろんな懸念材料があると思いますので、そこは今具体的なところをお示しはさせていただきました。これが十分かどうかというところについては、さらに議論というのは深めていく必要があると考えておりますし、そのように対応したいと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）そこはしっかり、できた後に大変になるという想像もつくので、しっかり議論していただきたいと、今後の将来も見据えて考えてください。よろしく申し上げます。

それから、施設自体の話ですけども、今回私がちょっとかなり無理な、ワンフロア丸ごと外に出したらどうかという提案をしましたが、それは正直今から難しいかもしれません。この提

案に至ったのは、私のほうに本当に様々な意見をいただいています。それを総合した私の中での結果なのですが、区役所はいずれなくなっていく可能性がある、先ほど最低限必要な規模を残すと言いましたが、それは現時点での考えだと思います。これはやっぱり5年、10年先まで見据えて考えれば、恐らくもっと規模は小さくなると思いますので、その小さくなっていく分を出したらどうかという案でありました。仮に、なるべく早く造ってほしいというお声がある、それであれば全体計画を大幅に変えるというのは難しいということを考えての中でのレイアウト変更という意味で提案しました。また、今後入札をスムーズに進めていく、次の入札がうまくいくためにも、できるだけ費用を落としたほうがいいんじゃないかと、そういった思いも含めて言いました。

そして、遺構をできるだけ残していただきたいという、皆様にとっては1階部分を少しでも空けていくということが何かしらの展示、あるいは残していくことにつながると思って、そして、図書館が上に上がることもあるだろう、避難所をつくることもできるんじゃないかという思いで言いました。公共施設マネジメントというのは、今後もまだこの計画段階でもできる限り少しでも進めていただきたいという思いがありますので、今言ったスペース、少しでも下を空けていく、こういったことも検討していただいて、今後もまた議論させていただきたいと思えます。今日は時間がないので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○副議長（本田忠弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。42番 伊藤議員。

○42番（伊藤淳一君）皆さんこんにちは。日本共産党の伊藤淳一でございます。会派を代表いたしまして一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

昨日、12月2日、国民の不安を置き去りにしたまま、健康保険証の新規発行が廃止されました。政府は、マイナンバー法が成立した2013年度から2024年度の12年間でマイナンバー関連経費として約1兆1,700億円、加えて1人最大2万円分を付与したマイナポイント事業で2020年7月から3年3か月の間に約1兆3,800億円もの公費を投じたと言われていています。また、厚労省は今年5月から7月をマイナ保険証の利用促進集中取組月間とし、12月の保険証廃止に向け利用拡大キャンペーンを展開しました。

厚労省は1月から、マイナ保険証の利用率が昨年10月から5ポイント以上増えたところに支援金を出してきましたが、利用率は低迷していました。そこで、集中月間では利用者数の増加に応じ、診療所や薬局に最大10万円、病院に最大20万円の一時金を出すことにしました。それでも利用率は5月時点で7.73%と4月比1.17ポイント増にとどまり、今度は一時金を診療所等に20万円、病院に40万円と倍に上げました。しかし、その結果、マイナンバーカードの保有率

は75.7%、マイナ保険証の利用率は僅か15.67%であり、マイナンバーカードに対する国民の不信や不安の根強さが浮き彫りになっています。

マイナ保険証をめぐるのは、医療機関でのトラブルや、マイナンバーカードの安全性など課題が山積しており、全国保険医団体連合会が10月に発表したアンケート調査結果では、今年5月以降、約7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生していたことが明らかになっていました。このほかにも情報プライバシー、自己情報コントロール権の観点などから不安や疑問を抱いている人も少なくありません。

11月7日、労働組合や商工業者団体らによるマイナンバー制度反対連絡会は、保団連などの複数の団体と共に、参議院議員会館で厚労省、デジタル庁に対し、現行保険証を廃止する方針を撤回するよう要請を行っています。

これらの現状を踏まえ、5点質問いたします。

マイナンバーカードのトラブルは現在も続いており、本市のカード保有率は75.8%であり、市民の不安は解消されていません。現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が自動的に送られてくるのに対し、マイナ保険証はマイナンバーカードの電子証明書を5年ごとに役所に行って自分で更新しなければなりません。更新を忘れると資格情報が無効になってしまい、窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書も法律では希望者が申請することになっており、当分の間申請なしで送られてきますが、次の更新時でも自動的に送られてくるかは不明のままです。こうした管理が難しい障害者や高齢者への支援は保障されず、社会的に一番弱い立場の人を置き去りにする制度になっています。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会は9月26日、記者会見を行い、政府が進めるマイナ保険証一本化への不安を障害者の目線から訴え、紙の健康保険証を残すことを強く求めました。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行、交付する責任は国、保険者にあります。国民皆保険制度を支えてきた健康保険証の発行義務をなくしてしまう政府の暴挙に対し強く抗議し、健康保険証の発行を復活させるべきです。市長の見解を伺います。

医療機関では受付窓口で資格確認ができないケースが続いています。国はその対策として資格情報のお知らせをマイナ保険証保有者に郵送することにしてしています。資格情報のお知らせは被保険者情報を記載した書面であり、資格確認書とは違い、お知らせなので単体では使用できません。つまり、マイナ保険証だけではトラブルを避けられないので、資格情報のお知らせをセットで携帯して利用するものです。このことを市民の皆さん方に正確にお知らせしておかなければ、医療機関等での受付窓口は混乱してしまいます。本市の周知徹底の取組を伺います。

次に、マイナ保険証に関連する人的体制について伺います。

自治体は、国民健康保険等のマイナ保険証の保有者には資格情報のお知らせを、保有していない方には資格確認書を送付しなければなりません。個人ごとに間違いなく送付しなければ市民の混乱を招きます。事務が煩雑になることが予想されますが、職員の十分な人的体制が取ら

れているのか伺います。

また、2025年度にはマイナカードの電子証明書の更新件数が約2,770万件になると言われており、これは2013年度の約12倍になります。本市においては約12万7,000件の更新が予定されており、受付窓口での渋滞も予想されます。また、有効期限の3か月前に本人に更新のお知らせの封書が届きますが、これに気づかなかった方や、手続を忘れた方への対応も必要になってきます。このため職員への新たな業務負荷が予想されます。マイナンバーカードの電子証明書更新に係る事務についても、職員の負荷軽減措置のための人的体制を進めているのかを質問します。

厚労省は、令和6年2月9日にマイナ保険証の利用登録の解除について、令和6年10月9日にはマイナ保険証の利用登録解除の運用についての事務連絡を発出しています。これにより10月28日より解除希望者は加入する保険者に書面で申請を行うと解除できるようになりました。

そこで、解除申請からいつまでに解除され、資格確認書が本人に届くのがいつ頃になるのが重要です。この期間が長くなると病院で資格情報を確認できない状態が続くことになり、新たな10割負担が生じかねません。このことへの対応は明確になっているのか、お答えください。

以上で私の第1質問を終わります。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、マイナ保険証に関しまして、健康保険証の発行義務をなくす政府の暴挙に対し、健康保険証の発行を復活させるべきとのお尋ねがございました。

令和5年6月に公布されましたマイナンバー法等一部改正法によりまして、保険証はマイナンバーカードと一体化をされ、12月2日、昨日以降、新たに発行されなくなったという状況にあります。しかしながら、保険証廃止後も引き続き市民の皆様が安心して医療を受けられることは大変重要と認識をしております。

北九州市が取り扱う国民健康保険と後期高齢者医療制度では、12月2日以降も発行済みの保険証は、記載内容に変更がない限り、有効期限である来年7月31日まで引き続き使用することができ、このことを市民の皆様に分かりやすくお伝えしているところでございます。

また、今月以降新規に保険加入する場合や、保険資格に変更がある場合は新たな保険証は発行しない一方で、マイナ保険証を保有されていない方には資格確認書を、マイナ保険証を保有しておられる方には資格情報のお知らせをそれぞれ交付することとしております。

なお、高齢者や障害者などのマイナンバーカードでの受診等が困難な方に対しましては、マイナ保険証を持っていても、御本人からの申請がありましたら資格確認書が交付できることとされております。

マイナンバーカードと保険証の一体化は、被用者保険も含めた公的医療保険制度全般に関わ

る問題であり、国が関係法令を定めて全国一律で実施をしているものでございます。北九州市は、一保険者でありまして、関係法令にのっとり、マイナ保険証へのスムーズな移行を行う必要があることから、国に対し保険証の復活を要望することは考えておりません。

今後とも北九州市といたしましては、医療現場が混乱することなく、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、法令に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）次に、マイナ保険証についての、まず、資格情報のお知らせが単体で使用できないことへの市民の皆様への周知徹底の取組、それから、マイナ保険証に関連する人員体制のうち、資格情報のお知らせ送付などの職員の配置につきまして、また、もう一点、マイナ保険証の登録解除申請から資格確認書が御本人に届くまでの期間が長くなると、新たな10割負担が生じかねないという、この3点の質問に一括してお答えいたします。

まず、基本としまして、保険証廃止後も引き続き市民が安心して医療を受けられることは大変重要と認識をしております。マイナ保険証を基本とする新たな仕組みにつきましては、これまでも国民健康保険及び後期高齢者医療制度ともに、全被保険者に送付しますパンフレットや市内医療機関等に掲示を依頼するポスターのほか、市政だより、市ホームページなどで周知を図ってまいりました。

また、市民や医療機関等からお問合せがありました場合も、市役所や区役所において丁寧に対応させていただいているところでありまして、今後も様々な機会を利用して被保険者に御理解いただけるよう、丁寧な説明、広報に努めたいと考えております。

さらに、来年8月には全ての被保険者へ資格確認書または資格情報のお知らせを一斉に送付することになるため、送付時期に合わせまして、パンフレットやチラシ等で利用方法について改めて周知を図ることも考えているところでございます。

なお、議員御指摘の資格情報のお知らせが単体では使用できない点につきましては、資格情報のお知らせの紙面に、このお知らせのみでは受診できないことや、マイナ保険証が併せて必要なことを記載しておりまして、今後も必要に応じて周知に努めたいと考えております。

次に、人員体制についてのお尋ねでございますが、12月2日以降は、これまで発行してまいりました保険証に代わり、マイナ保険証の登録状況等に応じて資格確認書または資格情報のお知らせを交付しております。

議員お尋ねの資格確認書及び資格情報のお知らせの交付作業につきましては、これまで保険証発行業務を行っていた職員が対応をしております。また、今回の制度変更にあたりましては、システムの改修を行いますとともに、区役所へも制度や事務手順の周知を図るなど、必要な体制を取って臨んでいるところでございます。

最後に、マイナンバーカードの保険証利用登録の解除につきましては、令和6年2月及び10月に国から具体的な運用方法が示されております。実際に解除を希望する方は、加入している保険者に申請していただくことになっております。

北九州市におきましては、北九州市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方がマイナ保険証の利用登録の解除を希望される場合は、区役所窓口で申請を受け付けております。この申請に基づきまして、全国一律の手続ですが、保険者において加入者からの利用登録解除の申請を受け付けた後、1つには解除申請者への資格確認書の交付と、もう一つ、国のシステムへの解除申請者の情報登録、この2つの手順を経まして、原則システム登録の翌月末にマイナ保険証の利用登録が解除されることとなります。この手続は全国一律でございます。

北九州市では、国の運用方針のとおり、利用登録の解除申請の受付と同時に資格確認書の交付手続も行っており、数日後には郵送によりお手元に届くこととなっております。そのため、システムの利用登録の解除よりも前に資格確認書が届くため、議員御指摘の資格情報が確認できないことにより、新たな10割負担が生じかねないという状況は生じないものと考えております。

いずれにしましても、現在は制度変更の過渡期でありまして、新たな仕組みに円滑に移行できるよう、法令にのっとり適正かつ丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）最後に、マイナ保険証に関連する人員体制についてのうち、電子証明書の更新により区役所窓口の負担増が予想されるが、職員負担を軽減するための人員体制についての質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの電子証明書は、コンビニエンスストアで住民票を取得する際や、マイナ保険証として利用する際、本人であることを確認するために必要な機能でございます。電子証明書は、カードの交付から5回目の誕生日が更新期限となっております。マイナポイントを付与したことによりまして、カード保有者が急増いたしました令和2年から5年後に当たる令和7年度以降におきまして、更新の対象者の急増が予想されております。

そのため、急増する電子証明書の更新対応といたしまして、区役所や出張所、マイナンバーカードサテライトコーナーに加えまして、市内10か所の郵便局でも取り扱えるよう準備を進めており、先般の令和6年9月議会で、郵便局への委託につきまして議決をいただいたところでございます。市民に身近な郵便局でも手続ができるようになることで、市民の利便性が高まり、来庁者が分散することなどの効果を見込んでおります。

また、対応窓口の拡大だけでなく、対応窓口等を案内するコールセンターの開設や、電子証明書の更新専用窓口への事前予約の導入につきましても準備しているところでございます。

こうした取組は、増大する業務の負担の分散につながると認識しておりますが、既存の受付

窓口の拡大など、職員負担を軽減する体制につきましても、現在関係各所と調整を図っているところでございます。更新手続の急増が見込まれる中、手続を必要とする多くの市民や、現場で対応する窓口職員の負担を軽減し、円滑な業務の推進を図るため、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○副議長（本田忠弘君）42番 伊藤議員。

○42番（伊藤淳一君）ありがとうございます。

マイナ保険証、本格的な稼働が始まりました。しかし、市民の皆さん方に聞いても、本当に簡単に言えば訳が分からないという、こういう反応の方が本当にたくさんおられるんですね。資格確認書とは何かとか、患者情報のお知らせ、何だ、それはといったようなこと、そして、マイナンバーカードを持っているから、マイナ保険証は、これはついているから大丈夫と、それ確認しましたかと言ったら、それも分からないといったような、本当に整理されていないんですね、情報が。そういった問題を私は決算特別委員会の市長質疑の中でも、市民の皆さん方に混乱が予想されるから、これからも丁寧な説明、そういった分かっている情報を整理して知らせるべきだといったようなこともしておりましたが、私の市長質疑の後、当局におかれましてもどういった工夫をされて市民の皆さん方にお知らせをしてきたのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）まず、市民の皆様へのマイナ保険証の御利用につきましては、国民健康保険の加入者の皆様にお送りいたします手引ですね、国民健康保険のパンフレットのほうでページをしっかりと設けて周知をさせていただいております。その中で、現行のお手持ちの保険証は、今年の12月2日以降も保険証に記載の有効期限までは使用可能であるということもきちんと御説明させていただいております。そのほかに、市政だよりのほうでも10月15日号で国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせという形で、マイナ保険証を持っている方、また、持っていない方、それぞれについてどのように資格情報のお知らせや資格確認書を発行しますという内容についてもお知らせをしております。

また、医療機関の窓口にも、この8月に保険証の更新で保険証の色が変わりますというのを毎年ポスターを貼っていただいているんですけども、その中にもマイナ保険証に移行いたしますということでの御説明をさせていただいているところ、また、ホームページにもしっかりと掲載をさせていただいている状況でございます。およそはそのようなことでございます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）42番 伊藤議員。

○42番（伊藤淳一君）いろいろ工夫されて周知しているということですけども、やっぱりそれが市民の間に行き届いていないというのが一番の問題ですし、内容が非常に煩雑で分かりにくいといったようなことだと思います。情報を出せばいいんですけど、本当にそれを見たら分か

るような形でもう一工夫していただきたいなと思っております。

市長の御答弁の中で、やはり市民の皆さんがスムーズに医療機関で医療が受けられるというような答弁もありましたけど、市民の皆さん方も混乱しているし、医療現場も今混乱しているんですね。もうマイナ保険証を受付に出すわけですけども、相変わらず本人確認ができないというように、これ事例がずっと続いているんですよ。今も続いております。恐らく今日もどこかであっているのではないのでしょうかね。政府は総点検をしたと言っていますが、全然よくなるいんですね。そういった状況の中で今日を迎えているわけですから、市民の不安はなかなか消えることはありません。

また、マイナンバーカードそのものに対するひもづけの問題、これも解消されていない、いろいろ解消されていない中で強引なやり方が市民の不安を招いているといったことは、これは事実ではないでしょうか。そういった意味においても市民の安心・安全、健康を守るという立場から、ここはしっかり当局のほうに責任を持って、しっかり交通整理していくというか、そういった情報整理が必要なんではないかと私は思います。

マイナンバーカード1枚持っておけば、これ大丈夫というのが最初のスタートでした。ところが、1枚持ってもこれはトラブルが解消できないということで、その結果、本人確認ができないということで、先ほど言いましたけども、持っている方には患者情報のお知らせ、つけなければいけない。当初そんな計画はなかったんですね。そして、ない方には資格確認書を送らなければいけないというような、こういった事態を今招いているわけですね。

ある方は患者情報のお知らせ、ある方は資格確認書、もう分からないですよ、市民の方は。何がどう違うのか、今までの紙の保険証だとそれでよかったわけですけども、マイナ保険証にしたばかりに新たな混乱、新たな不安が生じたというのは、これはもう事実ですから、そういったところにおいて、冒頭言いましたけど、私これは本気になって政府にも、ちょっと一時ストップしなさいと、紙の保険証も復活しなさいということを実際に声を上げて、自治体からも声を上げていかなければいけないんじゃないかと思っておりますけども、改めてその点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほどの市長の答弁でもお答えいたしましたとおり、マイナンバーカードと保険証の一体化は、被用者保険も含めました公的医療保険制度全般に関わる問題であり、国が関係法令を定めて全国一律で実施しているものでございます。北九州市は一保険者でございますので、関係法令にのっとり、マイナ保険証へのスムーズな移行を行うということが必要であると考えておりますので、国に対して保険証の復活を要望するということは考えていないところでございます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）42番 伊藤議員。

○42番（伊藤淳一君）であるならば、昨日までに市民の不安というか、そういったものを解消

しておかなければいけないですよ。そういった取組をしておかなければいけないんじゃないでしょうか。そういった意味では、そちらも不十分ということを先ほど指摘しましたけども、確かに一自治体ですから、法律の下でやられているというのは、それはそのとおりだと思いますけど、声を上げることはできるんですよ、自治体から国に。今北九州でもこういう状況になっていると、市民の不安はなかなか拭えない、だから、ちょっと一時ストップしろと、紙の保険証をなくすのはやめろという声は出せるんですよ、これは。そういったところを市民の立場に立つならば、しっかりやっていただきたいと思います。

この医療現場の混乱というのも本当に今受付も大変なんですよ。先ほど言いましたけども、マイナ保険証に患者情報、そして、資格確認書、それだけではないですね。あと顔認証のマイナ保険証とかいろんなこの間、本人確認をしなければいけないことがどンドンンドン出てきて、受付の窓口はどンドンンドン混乱するばかりなんですよ。御存じですよ。現行の保険証だけでよかったものが資格確認書、そして、マイナ保険証、顔認証カード、顔認証のマイナカード、あるいはまたスマホにも搭載されようとしている、そういったのも対応しなければいけない、患者情報のお知らせ、いろんなパターンがあるわけですよ、確認するために。それらを全部病院の窓口は引き受けなければいけないです。これ大変ですよ。もうどなたか病院の現場にちょっと見学に行かれて、その状況を見学していただきたいと思うんですね。

もう一つ伺いますけども、もう一つ資格申立書があるんですけど、これは一体どういうことでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）資格申立書というものがございまして、これはマイナカードですとか機器の故障等で使えない場合等、患者様御本人に被保険者の資格申立書を記入していただくことで、3割負担等、保険の負担により自己負担額を計算するのが令和5年8月から開始しているということがございます。その場で機器等が使えない場合に、資格確認ができない場合に御本人に申立てをしていただくという仕組みでございます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）42番 伊藤議員。

○42番（伊藤淳一君）はい、そうなんですよ。それも病院の負担になるわけですね。患者さんの負担にもなります。マイナ保険証、患者情報のお知らせ、資格確認書、さらに、資格申立書、もう何が何か分からないでしょう。もう全然皆さん分からないと思うんですよ。そういったところをしっかりと交通整理をして、今日を迎えなければいけないんじゃないかなかったのかと、そういう懸念があるから、私は市長質疑の中でも質問したわけですけども、なかなかそこはうまくいっていないということです。

それは北九州市だけの問題やないですね。大きく言うと、やっぱり強引に推し進める政府の政策そのものにあると思いますし、システムの欠陥があるのは明らかですよ。今日に至ってもトラブルがなくなるわけですから、根本的に考え直さなければいけないような状況にな

ってきているのではないのでしょうか。

このマイナ保険証の結局は一番大きな問題として、国民皆保険そのものをやっぱり揺るがすような内容になってきているということですよね。今までは強制的に保険に入って、それから、保険料も取られて、ですから、自動的に保険証も送られてきたものが、今度は自分で申請しなければ無保険状態になるといったようなことが十分起こり得るし、起こっているわけですが、そういった意味で、これは何にも利益、メリットというか、そういうものはあまり感じないですよね。不利益ばかりがここに来て目立ってきているという、そういった不利益もしっかり自覚していただきながら、これから市としても対応していただきたいなと思っています。

それと、先ほどから言っていますけども、資格情報のお知らせとか資格確認書、これも何種類もあるわけですけども、もう1本にしたらいかがですか。皆さん方に、持っている人も持っていない人も、資格確認書、要は今までの保険証ですよ、中身は。それをもう1本にしてしまうという考え方もあると思うんですけど、その辺はいかがですか。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）国の制度にのっとって適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）時間がなくなりました。

進行いたします。29番 山本議員。

○29番（山本眞智子君）議場の皆様、また、テレビ、インターネット中継を御覧の皆様、いつもありがとうございます。公明党の山本眞智子でございます。会派を代表して一般質問します。

その前に、今回の質問をもって私の議会質問は最後となります。私はこれまで自分が歩んできた道を踏まえ、北九州市の女性が明るく元気に自分らしく生きられるよう、また、未来を担う子供たちが夢や希望を持って健やかに暮らせるよう、そんな町にしたいという思いで議員活動を24年間続けてきました。

女性、母としての目線から、質問も女性活躍、子育て支援、教育支援などが多く、私のライフワークとなっています。また、市民の皆様の困り事など小さな声もいっぱい聞いてまいりました。そんな皆様の困り事も含め、少しでも解決につなげたいとの思いで議会に登壇し、市長をはじめ執行部の皆様と議論を重ねてきました。今回もその延長線での質問となりますので、市長をはじめ執行部の皆様の前向きな答弁を期待して質問に入ります。

まず初めに、女性が元気に活躍できる環境づくりについてお伺いします。

本市では、男女共同参画や女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進など、全国に先んじて取り組んできました。武内市長もその流れを引き継ぎ、今年3月に策定した新たな市の基本計画の中で、女性のキャリア継続や向上、働き続けることができる社会、ジェンダー平等社会

の構築などに取り組むこととしており、大変心強く感じています。また、基本計画に掲げる3つの重点戦略の中で、好循環の起点となる稼げる町を重視されていますが、稼げる町を実現するためには、若者や女性をはじめとした市民が元気に生き生きと活躍し、生活する必要がありますが、その起点となる最も大切なものが健康だと思えます。今後のさらなる女性の社会進出を後押しするためには、これまであまり注目されなかった女性の健康課題について、市が率先して取り組む必要があると考え、そこで、2点お伺いたします。

1点目は、女性のヘルスケアについてです。

女性を取り巻く就労環境は、夫は働き、妻は家庭を守るといった性別による固定的な役割分担意識、女性の年齢階層別就業率を表すM字カーブ、女性の職業観などに関する数値を見ると、かなり改善されてきたと思えます。一方、国の調査によると、女性特有の健康課題、例えば月経随伴症や更年期症状、婦人科がんなどにより仕事のパフォーマンスが低下したり、欠勤や離職につながる事が多く、その労働損失は社会全体で約3.4兆円とも推計されています。働く女性の約7割が健康に関する職場の支援が十分でないと感じている一方、企業側は女性従業員ニーズが把握しづらく、どのような支援を行ってよいか分からないなどのミスマッチが生じているとのことです。

また、私たち北九州市議会公明党議員団は、本年7月に誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける新時代の北九州市を目指すために、市民に対してウエルビーイングに関する調査を実施しましたが、その中で幸福に暮らすために重要だと思う事柄を聞いてみたところ、健康状態と答えた方が77.5%と最も高い結果となりました。

しかし、一方で、自身の健康状態に満足している、どちらかといえば満足していると答えた割合は、女性30代で39.6%、女性40代で38.1%と低く、健康状態に対する幸福度が低いことが分かりました。武内市長は、公約に女性のヘルスケアに係る継続的な支援を掲げていますが、就任以降、女性のヘルスケアについてどのような取組を行ってきたのか、また、その成果についてお伺いします。

加えて、今後どのように進めていくのか、お伺いします。

2点目、令和4年2月定例会で質問したプレコンセプションケアの推進について再度お伺いします。

プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えて健康管理をすることを意味し、世界保健機関、WHOなどがその必要性を提唱しています。妊娠、出産には様々なリスクがあり、例えば晩婚化が進む中、30代後半以降の高年齢になるほど不妊や流産の割合が上昇するとされています。また、体の状態や病気、生活習慣なども妊娠中の合併症や出生児に大きく影響を及ぼし、妊娠が判明してからでは対応が難しくなる場合があります。あくまで妊娠を希望するかは個人の自由ですが、プレコンセプションケアにより早い段階から適切な知識を得て、健康で質の高い生活を送ることは、人生の選択肢を広げ、妊娠、出産時や次世代の子供のリスクを下げ

ることにつながるとして、各自治体で取組が始まっています。

例えば、東京都では若い世代がプレコンセプションケアに興味関心を持ち、取り組むきっかけとなるようTOKYOプレコンゼミを開催、ゼミを受講し、検査のことを正しく理解した上で、希望する方には個人の状況に合わせ医師と相談の上、実施した検査等の費用を助成しています。日本では2022年4月1日より不妊治療の保険適用が始まりました。医療が進んでいるのに諸外国に比べ出生率が低いとされています。その理由の一つとして、不妊治療を開始する年齢が遅いと言われています。

そこで、お伺いします。

不妊治療に至る前に、自分の体の状態を正しく知るきっかけづくりが必要と考えますが、プレコンセプションケアの充実をどのように図っていくのか、お伺いします。

次に、学校教育における体験活動の充実についてお伺いします。

子供たちは様々な体験活動を通して成長していきます。学校教育で行われている体験活動は、学校の内外で実施されていますが、今回は、本年2月議会の予算特別委員会でも取り上げさせていただいた、校外での体験活動について質問させていただきます。

校外での体験活動には、社会見学や修学旅行など、学習指導要領に位置づけられているもののほか、本市独自の取組として、小学生では美術館のミュージアム・ツアー、科学館の天文学習、平和のまちミュージアムのスタディーツアー等、市内文化施設等へ出かけて学ぶ体験活動、中学生では芸術鑑賞教室が実施されてきました。ところが、各局の事業の棚卸しにより、今年度は校外での体験活動に関する予算が見直されました。北九州グローバルゲートウェイ、KGG体験学習事業は終了、美術館ではミュージアム・ツアーに代わり、デジタルを活用した取組、平和のまちミュージアムはスタディーツアーに代わり、学芸員等による出前授業などを行っているとのことでした。

このように新たな取組はあるものの、子供たちが学校の授業とは異なり、実際に施設へ出かけ、そこで見たり、聞いたり、感じたりする機会が減ったことは大変残念に思います。例えば、美術館は子供たちだけで行くことはなかなか難しく、保護者の関心がなければ、本物の絵に触れるという機会はずっとないままかもしれません。あるいは、音楽や舞台を鑑賞する機会も得られないままかもしれません。このような体験格差を生まないために、学校教育を通じて子供たちに多くの体験活動の機会を設ける必要があるのではないのでしょうか。体験活動は学習効果だけではなく、先生やクラスの友達と大勢で出かけたという楽しい思い出となり、心のよりどころにもなり得るものだと思います。

また、本市ならではの取組は、子供たちが自分が住む町にこんなに楽しく学べる施設があることを知るきっかけとなり、シビックプライドの醸成にもつながるのではないのでしょうか。本年9月議会では、議員提出議案であるミュージアム・ツアーなどの再開を求める決議も可決されました。

そこで、お伺いします。

本市独自の校外での体験活動のさらなる充実を図っていただきたいと思います。教育委員会としての見解をお聞かせください。

次に、環境に配慮した行動を促す取組についてお伺いします。

近年、地球温暖化の問題はますます深刻化しており、温暖化によって災害級と言われるような猛暑が発生し、熱中症による搬送者、死亡者数も増加しています。また、数十年に一度と言われる台風や豪雨も毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしています。日本だけでなく地球規模で気候変動は深刻化しており、国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと警告するなど、一日も早い脱炭素社会の実現が求められています。

このような中、本市も2020年10月にゼロカーボンシティ宣言をし、その後北九州市気候非常事態宣言をされました。加えて、同年8月には北九州市地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で47%以上削減することを目標に掲げるなど、脱炭素に意欲的に取り組んでいます。一方、消費ベースで見ると、国内の温室効果ガスの排出量の約6割は衣食住を中心とした家計関連からの排出が占めており、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須であり、市民一人一人の意識改革と行動変容が急務と考えます。

そこで、お伺いいたします。

1点目は、令和4年9月定例会で行った脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組についての質問では、全国で使われているアプリケーションであるアクトコインと連携し、イベントやセミナーの参加者にポイントを付与することで、市民の環境配慮行動の見える化を図っているとの答弁でしたが、アクトコインでの見える化の取組の実績についてお伺いします。

2点目は、本市には、市民、事業者、行政などが一体となって公害を克服してきた歴史と、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市として常に先頭を走ってきた誇りがあります。また、エコライフステージに見られるように、北九州市にはそれを支えてきた市民力があります。今後、脱炭素の取組をさらに進めていくためには、この北九州市が持つ市民力をもっと生かしていくべきと考えます。そのためには、ポイント付与などの取組ももっと気軽に利用でき、お得さや楽しさ、貢献の実感などを感じられるものに変えていくと、参加する市民が増え、取組の裾野も広がっていくのではないのでしょうか。

例えば、レジ袋の削減や廃食用油の回収、雑紙の回収などを行うごとに電子ポイントが付与され、日頃の買物などに利用できるような仕組みができれば、多くの市民が脱炭素の取組に参加し、市民の力が温室効果ガスの削減にもつながっていくと思いますが、見解をお伺いします。

次に、市営住宅の連帯保証人の在り方についてお伺いします。

市営住宅や県営住宅などでは、これまで入居後に家賃滞納などの問題が生じた場合に備え、

ほとんどの自治体が入居条件として保証人の確保を義務づけていました。しかし、2020年4月1日から施行された改正民法に合わせ、本市では入居時の連帯保証人が不要となり、代わりに緊急連絡先、身元引受人を届け出ることになりました。

そのような中、市営住宅入居者の連帯保証人になっている方から、国土交通省が低家賃で住宅提供ができるよう連帯保証人を外すよう推奨していることに、北九州市は2020年4月以降は対応しているけれど、それ以前に入居した人の連帯保証人の変更には応じておらず、借主と連帯保証人の両方が申し出ても、借主が退去するか双方が死ぬまで、もしくは連帯保証人が破産するしか抜けられない。北九州市では、連帯保証人が認知症や意識不明になっても責任が続くのですかと悲痛な相談を受けました。御本人は、職場の同僚に頼まれ連帯保証人になったが、今は年金暮らしで保証を求められても支払える資力がなく、連帯保証人をやめたい旨をその方に伝えたところ、関係が崩れて音信不通になってしまい、そのことを考えたら不安で不安で仕方がないとのことでした。

この話を受け、2020年4月以前の入居者の連帯保証人を廃止している自治体を調べたところ、浜松市では、市営住宅連帯保証人取扱要領の連帯保証人の廃止届項目に、連帯保証人が退職等により保証能力を失ったときとの記載があり、川崎市では、連帯保証人廃止等申出書の変更理由に、連帯保証人が高齢となり、連帯保証人としての義務の履行が困難なためとの記載がありました。また、静岡市の連帯保証人・緊急連絡先廃止届の申請理由には、保証人等の判断能力の欠如、被成年後見人、認知症、名義人と保証人等の関係崩壊、名義人が連絡先を保証人に伝えることを拒否する等、履行協力要請のための意思疎通を適切に行えなくなった場合が記載されています。

そこで、お伺いします。

1点目は、総務省の中部管区行政評価局が2022年10月に行った調査では、連帯保証人を廃止した自治体でも家賃収納率が大きく下がったケースはなかったという報告がありますが、本市において、2020年4月以降の連帯保証人廃止によって家賃収入が低下したり、新たな課題が起きたりなどがあれば教えてください。

2点目は、2020年4月以前の連帯保証人で、入居者の家賃未払いでその責任を負ったケースの数や、連帯保証人からよくある相談事例などがあれば教えてください。

3点目は、浜松市、川崎市、静岡市のように、2020年4月以前の連帯保証人についても、例えば連帯保証人が退職等により保証能力を失ったときや、認知症など連帯保証人としての義務の履行が困難になったときなど、連帯保証人を廃止できる理由を緩和すべきと考えますが、見解をお聞きします。

最後に、終活支援の在り方についてお伺いします。

北九州市では、65歳以上の高齢者の数が令和6年1月1日時点で28万9,419人で、高齢化率は31.4%となっています。また、令和2年10月1日時点の独り住まいの高齢者の割合は15%と

なっており、高齢化率とともに政令市で1位です。

このような中、特に身寄りのない独り住まいの高齢者からは、自分の死後の葬儀や納骨を誰に頼んだらいいのか、また、今住んでいる家や財産の処分をどのようにしたらいいのか、さらには終末医療や介護のことなど、多くの不安や悩みをお聞きしてきました。それらの相談事については令和元年9月議会の決算特別委員会で市長に質疑し、その結果エンディングノートの作成に至り、終活に活用されています。

単身世帯が急増するなど家族の形が変容し、引取り手のいない遺骨も増えている中、誰もが安心して生きることができ、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みが必要であり、議会でも取り上げられてきました。昨年は保健福祉委員会でも先進的な取組を行っている横須賀市に視察に行き、登録制度など手厚い終活支援に感銘すると同時に、その必要性、重要性を再認識したところです。

一方、本市でも終活における支援のあり方検討会が立ち上げられ、3回の会議を経て検討会から終活支援の方向性が示されました。それによると、終活支援の柱として、1つ目に終活の周知啓発、2つ目に安心して相談できる窓口の設置、3つ目には民間、行政の連携による支援、4つ目には身寄りのない方や資力のない方への支援が上げられています。

そこで、お伺いします。

1点目は、終活支援については、各自治体で様々な取組が始まっていますが、本市の検討会が終活支援の方向性で示した身寄りのない方や資力のない方への支援の中の身元保証を含めた支援体制の整備に対する本市の考えをお聞かせください。

また、北九州市らしい終活支援の特徴があればお伺いします。

2点目は、横須賀市で実施している登録制度ですが、北九州市で行ったアンケートでは、登録したい方が約2割の一方で、登録したいか分からない方が半数以上を占めているため、検討会では、登録制度については今後も慎重な検討が必要とされています。しかし、身寄りのない独り住まいの高齢者にとっては、生前に市や社会福祉協議会などの公的機関に自分の終活情報を登録しておき、万が一の際に警察や医療機関などから問合せがあった場合には、自身で生前に決めた登録情報を本人に代わって伝えてもらえれば安心できるのではないのでしょうか。市の見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、山本眞智子先生におかれましては、本当に24年間にわたりまして多大なる御貢献をいただき、また、いろいろな形で御提案、御指導いただきましたことを御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

答弁は、女性が元気に活躍できる環境づくりということでございまして、市長に就任して以降、女性のヘルスケアについてどのような取組を行ってきたのか、成果、今後の方向性について

てお尋ねございました。

女性のヘルスケアは非常に重要な政策テーマでありまして、様々なライフステージやライフスタイルにおいて、女性が自分らしく活躍し、働くことができる環境づくりは、この北九州市の町の明るい未来につながる大事なテーマであると確信をしております。このため、昨年2月に市長に就任して以降、女性のヘルスケアへの理解を促進するため、令和5年度から3つの新たな取組というのもスタートしております。

1つ目は、まず、市役所、ここ、かいより始めよということで、私をはじめ副市長、教育長及び局長級の幹部職員による女性の健康検定の受検でございます。自治体による団体受検は全国初のチャレンジでございましたが、37名全員が合格することができました。幹部職員自らが女性の健康課題について学び、理解を深めることができ、今後の市政やまちづくりに生かされるものと考えております。

2つ目は、市役所の部長級全職員及び市内企業の担当者等を対象とした女性のヘルスケア官民合同研修の開催であります。市の職員をはじめといたしまして、近隣自治体の職員、また、市内の企業の総務・人事担当者の皆様など計130名が参加をいたしました。受講者の皆様からは、組織の発展も職員の健康あつてのこと、女性の健康課題に十分な配慮が必要であることを痛感したなどの声が寄せられたところでございます。

3つ目の取組は、市役所の全職員向けの女性の健康通信の発刊でございます。生理痛の緩和に関することや子宮けいがん検診など、女性特有の健康課題に関する情報を2か月に1度、継続的に発信しておるところであります。女性だけでなく、全ての職員の理解を深めることで、働きやすい職場づくりの機運を醸成しているところであります。

これらに加えて、昨年からはWoman Will北九州という女性のプロジェクトを立ち上げて、女性にとって住みやすい、働きやすい、過ごしやすいまちづくりといったところにも検討を進めておりますけれども、今年の10月からも市役所内に組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げまして、今後の女性政策の在り方について検討を進めるということでスタートしております。この女性のヘルスケアに係る今後の取組についても、そのプロジェクトチームにおいて一歩先のより具体的な支援につながるよう、関係団体との連携の在り方や効果的な取組について検討したいと考えております。

女性をはじめといたしまして、誰もが元気に自分らしく、モチベーションを高く持って働くことができるような町を目指しまして、今後もチャレンジを続けていきたいと考えております。

そして、続きまして環境に配慮した行動を促す取組につきまして、アクトコインでの見える化の実績、それから、ポイント付与により、市民力をもっと生かしていくべきであるがというお尋ねがございました。

まさに市民力につきまして、北九州市は、かつて深刻な公害問題に直面をいたしました、

戸畑の婦人会の市民運動をきっかけといたしまして、市民、企業、行政が一丸となり克服をしてきた歴史がございます。その際に培われてきた、また、様々な形で積み重ねられてきた市民力、これは北九州市の貴重な財産でございます。温室ガスの削減など、環境政策の目標達成には、この潜在的な市民力をも生かし、より多くの市民の皆様の行動変容を促していくことが重要であると考えております。

議員お尋ねのアクトコインにつきましては、環境配慮行動を見える化するというものがございます。企業が開発した全国で使われているアプリケーションでございます。イベントやセミナーへの参加、宅配ロッカーを活用した再配達防止の取組、小型電子機器の回収などでポイントをためまして、一定のポイントに達した場合、アクトコインを開発した企業から寄附が行われる仕組みとなっております。

この実績については、令和4年から取組を始めまして、市民の皆様の行動により、今年11月に100万ポイントを達成したところでございます。このことから、アクトコインを開発した企業からも、市内の環境活動団体に10万円の寄附が決定をしたところでございます。

また、北九州市では、平成27年度から市民の皆様が環境問題を意識して、気軽に楽しく環境活動に御参加いただけるよう、独自の取組として、ていたんポイントを運用しております。このていたんポイントは、環境学習施設への来館やイベントへの参加によりポイントが加算をされ、10ポイントたまるとごとにエコグッズがもらえる抽せんに参加できるというものでございます。

利用者の皆様からは好評であるものの、事業開始から8年以上経過しても抽せん会の参加者が500人程度で、また、若年者の方が少ないということから、制度の見直しを検討しているところでございます。検討に当たりましては、スマートフォンを活用した電子ポイント制度の導入などにより、次世代を担う若者の皆様への周知につなげるなどして、参加者を増やしていきたいと考えております。具体的には、廃食用油や小型電子機器の回収など、リサイクルへの協力や環境関連施設への来館、イベント参加などの際に、スマートフォンでQRコードを読み込む方法でポイントをためることを想定しております。

これまでも山本議員におかれましては、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容やプラスチック資源一括回収など、市民力が求められる取組に対しまして、市民目線から様々な御質問、御提案をいただいたところであります。山本議員への答弁を通じて、一人一人の意識改革、行動変容の重要性を一層認識したところであり、市民力の向上への取組、これまでお支えいただいたことに改めて感謝も申し上げたいと思います。

今後も市民の力で町の環境力を高めるため、日常生活の中で、楽しさや貢献の実感を通じまして、環境に意識した行動を促し、サステナブルな町の実現に努めてまいりたいと考えております。以上です。

残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君） 次に、女性が元気に活躍できる環境づくりのうち、プレコンセプションケアの推進について、その充実をどのように図っていくのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、女性が元気に活躍できる環境づくりとして、女性のヘルスケアは重要な政策テーマの一つでございます。中でも、若い世代において、その後のキャリアプランを考える上で、女性特有の健康課題についての理解を深めることは、妊娠の希望の有無や性別にかかわらず大切な視点であると認識をしております。

国におきましては、令和5年3月に改定されました成育医療等基本方針の中で、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進することとされました。また、今年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2024でも、プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定し、着実に推進することが示されております。

これまでのプレコンセプションケアの取組につきましては、国は若者向けの健康相談支援サイト、スマート保健相談室を開設しまして、体や性、妊娠等の健康に関する正しい情報や相談窓口について掲載をしております。また、北九州市におきましても妊娠相談ほっとナビを設置いたしまして、将来子供を持ちたい方や不妊に悩む方への相談支援を実施しているところでございます。

なお、国においては、この11月28日にプレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会を立ち上げまして、来年の春をめどにプレコンセプションケア5か年パッケージを策定することとしております。北九州市といたしましては、国のこのような動きを注視しつつ、現在市が推進しております女性のヘルスケアの中においても、プレコンセプションケアの取組について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君） 教育長。

○教育長（田島裕美君） 学校教育における本市独自の校外での体験活動のさらなる充実を図ってほしいとのお尋ねにお答えいたします。

学校教育におけます体験活動は、その活動の中で、同級生や教員との人間関係をつくり、実体験を通して学びをより深く意義あるものとする大きな意味を持つものと考えております。

教育委員会といたしましては、体験活動は教育大綱やこどもまんなか教育プランの柱として掲げております、志と人間力を高められる環境づくりにつながる重要なものと捉えております。このために、今後の学校教育における体験活動の在り方につきましては、有識者によります意見交換会も開催しつつ、各学校の特色や児童生徒の実態、北九州市が持つ豊富な地域資源の活用、シビックプライドの醸成などといった多面的な視点から、再度、整理、検討しているところでございます。

実物を実際に見たり触れたりして学ぶ直接的な体験活動は、未来を生きる子供たちの成長を後押しするものと考えております。今後とも子供たちにとって、よりよい学びの場となる体験活動の機会を設けていけるように、学校と共に知恵を絞ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）市営住宅の連帯保証人の在り方についての3つの質問に併せてお答えいたします。

北九州市では市営住宅入居の際に、家賃等の滞納による債務保証や入居者の安否確認、緊急時の連絡先など身元保証を担うものとして連帯保証人の確保を求めてまいりました。その後、保証人の確保が困難な入居希望者について特段の配慮をし、保証人を入居の前提とすることから転換すべきとの国の方針を踏まえまして、北九州市営住宅条例等を改正し、令和2年4月以降の入居から連帯保証人を廃止しております。

一方で、条例改正前の入居者は、連帯保証人を必要とする条件の下に契約しておりまして、入居時に締結されました債務保証は現在も継続しております。これらの入居者について保証人制度を廃止する課題としましては、単身入居者が死亡した際の明渡しの手続や家賃等の精算が困難となること、また、家賃滞納について、保証人へ迷惑をかけたくないとする入居者の意識が薄れることなどが想定されたため、申出により保証人を変更または解除できるということは現在のところ行っておりません。

連帯保証人廃止の影響でございますが、家賃収納率の低下につきましては、令和6年11月時点で家賃を滞納している世帯の割合は入居者全体の約15%、廃止となった令和2年4月以降の入居者では約16%となっておりまして、保証人制度の廃止前後で滞納世帯の割合に大きな差異は認められておりません。そのため、現時点では収納率への直接的な影響は見受けられないと考えております。

続きまして、連帯保証人による家賃債務の支払い状況でございますが、令和2年度から令和5年度までの4年間で190件、約1,140万円ございまして、入居者の家賃滞納による訴訟により被告となった保証人は14名でございます。また、保証人からの相談としましては、入居者との関係性の変化や、自身の資力の低下等により保証人を辞退したいという声なども寄せられております。

また、政令市におきましても、保証人として負担すべき債務がないことなどの条件を設定した上で、退職等による保証人としての資力の喪失、また、高齢または疾病による判断能力の低下などのやむを得ない事情がある場合に、個別に保証人の解除を認めている事例もございません。

議員御提案の連帯保証人の解除理由の緩和につきましては、死亡時の明渡し手続等の問題もございまして、他の都市の取組状況なども参考に、今後具体的な検討を進めてまいります。以

上でございます。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、終活支援の在り方につきまして、検討会で示された身寄りのない方等への身元保証を含めた支援体制の整備に対する市の考えと、北九州市らしい終活支援の特徴について、また、もう一点、登録制度についての市の見解、この2つのお尋ねにまとめてお答えいたします。

高齢化が進展し、独り暮らしや認知症高齢者の増加が見込まれる中、人生の最期まで御本人の意思が尊重され、その人らしく暮らし続けていくための支援は重要であると考えております。近年、全国的に安心して自分らしく最期を迎えるための活動である終活への関心が高まっており、国におきましても終活サポート事業者向けのガイドラインが示されたところでございます。

北九州市におきましても、本年5月から市民等へのアンケート及び事業者へのヒアリングを行いました。その上で、終活関連事業者、弁護士、関係団体等による検討会で終活支援の在り方について検討してまいりました。

まず、アンケートでは、終活に興味がある方が多い一方、取組を進めている方は1割程度にとどまり、多くの方が御自身での準備に不安を感じていることや、希望する支援も多岐にわたっているということが分かりました。ヒアリングでは、事業者がそれぞれの強みを活かして幅広く終活支援に取り組んでいる一方、経済的に余裕がない方への対応に苦慮している現状が分かりました。

そのような状況を踏まえまして、検討会においては、1つには、早い時期からの周知啓発、2つ目に、安心して相談できる窓口の設置、3点目に、身寄りのない方や資力のない方への支援を支援の柱として取り組むべきとの方向性が示されました。

北九州市としましては、多くの方に終活に取り組んでいただく中で、特に身寄りのない方や資力のない方が安心して暮らせるよう、終活から身元保証、権利擁護など包括的な支援の仕組みづくりが喫緊の課題と認識をしております。また、周知啓発や相談窓口の設置も含めまして、民間事業者や福祉・医療関係者、弁護士、社会福祉協議会などが連携をするネットワークの構築も市の役割と考えております。

そのため、多くの課題に向き合い、解決に導いた北九州市ならではのつながりを基盤に、それぞれの事業の枠を超えて、市民の不安に寄り添いながら支援を行っている民間の力を最大限に発揮するための取組を進めていくこととしたいと考えております。

終活情報の登録制度につきましては、ほかの自治体でも取組が行われていることは認識をしておりますが、導入されている市での登録件数に占める活用率の低さですとか、登録情報の更新、個人情報の取扱いなどの課題があると考えております。そのため、まずは終活の総合相談窓口の設置及び身寄りのない方などへの包括的支援に取り組むこととしまして、登録制度につ

きましては、他都市や国の動きを注視しながら研究してまいりたいと考えております。

高齢者が生きている今を大切に、長寿の幸せを実感し、北九州市だからこそ安心して自分らしく年を重ねることができる幸福長寿モデル都市の実現を目指して、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）29番 山本議員。

○29番（山本眞智子君）御答弁ありがとうございました。時間がありますので、第2質問と要望をさせていただきますが、まず初めに、要望を先にさせていただきます。

学校教育における体験活動の充実についてですが、おおむね有識者により、整理、検討していくというような形で答弁いただいたと思います。私は常に思うんですが、昔のことわざに百聞は一見にしかずということわざがあるように、実際に見て、聞いて、肌で感じて、空気を感じ取る、また、本物とか一流のものに触れるというのは将来の価値観や人生観にもつながり、また、友達の輪も広がってくるという観点で大変有効な体験活動というのは必要なものだと思っております。

また、本市には触れるたくさんの施設があるわけなんです。その施設を使わないということは財産の持ち腐れで、やはりもったいないなと思うわけです。本年の2月の予算の定例会では、本当にここにいる議員の皆さん、悲しい思いをしたんじゃないかな、KGGビルの教育の部分が廃止になったりとか、このKGGにしても韓国の友好議員団として行ったときに、韓国の英語村に行かさせていただきました。もう随分、20年も前なんですけど、韓国は英語が物すごく、大陸続きということもあって進んでいたんです。隣にいる木下さんと一緒に英語村に行ったときに、子供たちが英語村に来て楽しく英語の授業をしているという姿を見て、本当に北九州でもそうやって英語村ができて、英語が、これからグローバルな社会になっていく中で絶対英語は必要なんだから、そういうのができたらいいなと思っていたら、できたわけなんです。

それを2年でやめてしまったということは大変悲しくて、もっと本当に北九州のこれからの時代を担う子供たちが本当に全世界、世界に向けて飛び立っていくためには、やはりそういう感覚とか英語というのは必須ですので、その辺も今KGGがどうなっているかというのもちよっと心配なんですけど、ぜひそういう、学校を出て体験活動ができるような、そういうことを子供たちに残していきたいなと私は思っております。今年度削られた予算ではなかなか厳しいことがあるかと思いますので、ぜひ予算調製権者である市長をはじめ局長、ぜひ教育委員会からそういうような話があった場合にはしっかり話を聞いていただいて、予算も組んでいただきたいな、これは要望としておきます。

そして次に、環境に配慮した行動を促す取組について、アクトコイン、私もアプリで取り入れてやってみたんですが、大変に難しく、1回ぐらいしかポイントがたまらなかったわけなんですけど、今度ていたんポイント、これ私たち本当なじみのあるていたんなんですけど、ブラックていたんもいるんですが、このていたんポイントが電子化になって、QRコードを読み取

ったらポイントがたまっていくということは、私たち市民にとっては気軽に楽しく、そして、何か自分が行動を起こすことが地球温暖化に貢献して、つながっていると思ったら、貢献しているという充実感が生まれてくるかと思えますので、ぜひこれもしっかり進めていただきたいなと思っております。

そして、保証人の件ですけれども、これ本当に、私も保証人になってやはりすごく心配したことがあるんですけれども、連帯保証人というのは本当に重たい重責を背負うわけですので、ぜひ国土交通省が2020年から廃止の方向だと推奨されているんだったら、その前に連帯保証人になっている人たちもあまり収納率が変化がなかったわけですので、ぜひほかの都市の検討をしていただいて、具体的に進めていただきたいとこれも要望しておきます。

そして、女性のヘルスケアについてですが、市長、全幹部が検定を受けられたということで、ぜひ市長自ら検定を受けられて、感想とか、あるいは意気込みについてちょっとお聞かせいただければなと思っております。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）今回、テキストが1冊あるものを勉強してもらって、37名全員合格したということでありまして、本当にそれはよかったですと思います。私自身もやはり、私も厚労省出身なんで医療にもある程度知識があったつもりでしたけども、かなり勉強になりました。エストロゲンの量がどう変化することによって体調が変化するとか、女性の健康が非常にデリケートで、そしてまた、非常に全部職場やいろんなところで口に出せるかどうかは別としても、様々な問題を抱えておられるということを改めて勉強できたこと、これは本当によかったと思います。やはりそういった意味で、これを役所だけでやっているのではなくて、これはかいより始めよで始めたんですが、これをもっと町全体に広げていく取組をこれからまた強力に進めていこうという思いで、それがまたひいては女性のもとより皆さんがしっかり自分らしく時を過ごすことができる、そういうまちづくりにつながっていくと思っております。

本当に今回受検して、私のある人生の先輩の幹部の方は、30年前にこれを受けていたら大分人生が変わったのということもおっしゃっておられる方がいるぐらい、非常にインパクトのある受検経験だったなと思っております。

○副議長（本田忠弘君）29番 山本議員。

○29番（山本眞智子君）ありがとうございました。私自身も女性特有の健康課題が労働の損失につながったりとか、あるいは生産性に影響があるというのを今回質問するに当たって初めて知りました。健康経営というような形で今言われておりますけれども、本当に労働力が今不足している中で、男性も女性もどうやって健康を保持して、生き生きと暮らしていけるのか、私たちがやったウエルビーイングの結果でも、やはり女性の30代、40代が健康に不安を持っているという、プレコンセプションケアもそうなんですけれども、やはり女性というのは子供のときから思春期に入って妊娠、出産、そして、更年期というふうに生涯にわたって女性ホルモン

の影響というのは大きい中で、この辺に目を向けるというのは大変いいことだなと思っております。ぜひ市が率先してリテラシーの向上とか、あるいは相談体制、そして、働きやすい、市役所が一番働きやすい、そういう職場になっていくことが、市内の企業とかのモデルにもなっていくと思いますので、引き続き市長、手腕を振るっていただきたいなと思っております。

プレコンセプションケアについては、前回御質問させていただいたよりも国のほうが音頭を取って、先ほどありましたように、5か年パッケージというようなことを打ち出したということで、私も大変これに関してはうれしいなと思っております。

このプレコンセプションケアについて、私が何で熱心に頑張っているかといいましたら、私も不妊で悩んだことの一人でありまして、もう40年も前になるので、結婚したら子供ができるぐらいの知識しか持っていませんでしたが、幸い2人の子供に恵まれました。不妊で悩んだ経験があるから、そして、早い時期から自分の体の状態を知る、これは子供を産むとか産まないとか以前のやはり必要なことではないかなと思っております。

そして、妊娠、出産というのは年齢が関係してくるので、後悔したということがないように、やはり今回東京都の事例とか福岡市の事例を引かさせていただきましたけれども、自分の体の状態がどうであるかという気づきが必要じゃないかな、やはり産婦人科というのは敷居が高くて、なかなか行きづらいものなんですけど、500円で血液検査できちっと今の状態が分かる、これは早いときの気づきで、そのときに気づいたら前に進める、35以降で気づいてもちょっと遅い場合があるので、ぜひ予算がかかることなんですけれども、東京とか福岡がやっているAMH検査とか、本市はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）議員御指摘のように、プレコンセプションケアにつきまして、やはり若い世代が自分のキャリアをどう考えていくかということを考える世代において、先ほどの答弁と重なるところもありますけれども、妊娠、出産、そして、それには時間の制約があるということを知った上で、自分のキャリアを考えていく、それは、もちろん女性にとってもとても大事なことであり、男性にもぜひ知っていただきたいことでもあります。

国の動きを御紹介しましたけれども、北九州市としても一足飛びに検査をしようというところまで行っているわけではありませんけれども、やはりこのプレコンセプションケアについてぜひ若い世代にもっと知っていただきたい、それによって必要な行動を取っていただきたいというふうな課題意識、問題意識を私どもも持ってしておりますので、そういった意味で今後国の動きを見ながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）29番 山本議員。

○29番（山本眞智子君）ちょっと全国の事例を時間があるので発表させていただきたいと思っておりますが、福岡県はプレコンセプションケアセンターを開設いたしました。相談業務、あるいは大学等への出前講座とかやっております。また、江戸川区では相談窓口、プレコン相談

を開設し、今度区内の小・中学校で性教育の認定講師によるプレコンの出前講座とか開催し、啓発運動に取り組むというふうなことをしておりますし、松山市でもプレコンチェック費用を助成し、市のホームページに特集コーナーを開設したり、あるいは思春期からの健康づくりに取り組むメリットや、年齢が上がるにつれて妊娠率が徐々に低下することなど説明、また、ホームページに国立成育医療研究センターが作成したプレコンチェックシートやノートを掲載し、活用しているというふうに、各自治体が動き出しております。私はこれ本当に必要なことだと思っております。

本市には妊娠や出産、不妊などに関する電話相談というのは、妊娠相談ほっとナビ、あるいは不妊や不育症の専門相談というのがありますけれども、これは特化した人の相談というふうになります。このプレコンセプションケアという概念をやはり市民の皆様、男性、女性に限らずやっぱり分かってもらうためには、これを小学校、中学校、高校、そして、思春期、そして、20代、30代の女性という形で、男性もというような形で未来につながる健康保持とか増進のために幅広い世代の周知啓発というのは、プレコンセプションケアという言葉自身もそうですが、その概念を認識してもらうという啓発する意味でも、相談の名称の変更とかも考えていただいて、皆さんにプレコンセプションケアの概念とかというのでも周知していただきたいと思います。ちょっと御意見をお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）確かに検査ということも大事なことのひとつですけれども、それ以前に、やはりこれがどういうことかということ、思春期の時代から時間をかけて成長するに従っての、その過程も含めてやはり学んでいくという部分の大切さというのは非常に私もそのとおりで考えております。学校の中でも思春期教室ですとか、そういう取組というのを進めてまいっているところがございますけれども、そういった連続性のある若い世代までの取組の中で私どもも一層努めてまいりたいと、プレコンセプションケアについて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）29番 山本議員。

○29番（山本眞智子君）ありがとうございます。しっかり取り組んでいただきたいことを要望します。

最後に、終活支援の在り方についてですけれども、検討会が示した終活支援の方向性の中に、安心して相談できる窓口の設置というのが上げられておりますが、今のところ具体的な場所等があれば教えていただきたいということと、あと検討会が示した方向性に沿って市が最後決めていくと思いますが、今後のスケジュールとかというのが今の段階で分かっていたら教えてください。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）終活支援に関しまして、検討会の方向性が出た中で、まず、安

心して相談できる窓口ですね、今現在は社会福祉協議会のほうで運営していただいています、定期的に相談会を開催するという状況になっております。検討会の中でも相談から事業者紹介まで包括的なコーディネート機能を備えた終活相談窓口の常設化というところを提案していただいておりますので、それに向けては進めていけるようにいろいろと検討していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）29番 山本議員。

○29番（山本眞智子君）登録制度の必要性については、先ほど答弁いただきましたけれども、何でこの登録制度が必要かについては、携帯電話の普及で便利になったけれども、町なかで倒れたときに調べても、昔は何か身分証があったら、104の固定電話からしたらある程度住所が分かるけど、今固定電話だとなかなかそこまで、身寄りのところまでたどり着かないという大きな問題があるそうです。そして、住民票と戸籍だけでは親族の連絡先が分からない時代となり、2040年には10世帯に4世帯が単身になると予測されています。ですから、緊急連絡先とか終活ノートとか遺言書の保管場所とか葬儀とか、そういうのをやっぱり生前に書きとどめておく、それがいざ何かあったときに情報が分かるようにするためには、市とか社会福祉協議会という公の場所がハブとなってやる必要があるんじゃないかということで、ぜひこの辺も検討に入れていただきたいなと思っております。

最後になりましたけれども、執行部の皆様、そして、ここの議場にいらっしゃる議員の皆様、そして、事務局の皆様、そして、地域の皆様には大変お世話になりました。24年間、2月9日が任期でございますけれども、しっかり大過なくというか、無事に何とか議員を務めさせてもらうことができました。これも皆様のおかげと思っております。ありがとうございます。また、議員を辞めてもしっかりまた、北九州のこと大好きですし、また、北九州のことが少しでも前進していくように私なりに取り組んでまいりたいと思っております。本当に皆様ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）ここで15分間休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（田仲常郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）皆さんこんにちは。自民党・無所属の会、中村義雄、無所属です。

5期目の最後の質問になりますが、実は私は5期目になるときに1つ目標を立てていまして、5期目全部の議会で1時間質問するということを目標にしました。これで今日は達成できました。ささやかな拍手をありがとうございます。

そのうち2回質問したのは3回あるので、16回の議会で19回この場に立たせていただきました。まず、その時間をいただいた我が会派の皆さんに心からお礼申し上げたいと思います。

また、先ほど山本先生が御勇退されるというお話がありました。山本先生をはじめ、今回御勇退される先生方、本当にお疲れさまです。個人的には、我が会派の中島先生が御勇退されます。会派の中でもたくさん御指導いただきましたし、ハートフル北九州のときには世良先生から、世良先生が代表で、私が幹事長をやらせていただきましたし、何より政策に関するレベルの高さはびっくりして、もう一生勉強し続けても追いつかないなというのを世良先生からもらいました。本当に御勇退される先生方、どうも本当にありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思いますが、まずは来年度予算編成についてお尋ねします。

令和7年度予算編成は、市長にとっても3回目の予算編成になります。市長になられて1年10か月たちました。市長も、市長の思いが予算に反映できたものとか、できなかったものとかというものはっきりしてこられていると思います。

市長は就任以来、人口問題とか財政問題とかを非常に力を入れて取り組んでこられたわけですが、人口問題で言うと、市長は3つのステップで言われていました。第1ステップは社会動態プラス、第2ステップは自然動態も含めてプラスで、第3ステップが100万人ということでしたが、なかなか人口減少は進んでいますし、なかなかちょっとそこができていないのかなと思います。財政の健全化も、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率等の政令市の順位は低いままですので、まだまだ道半ばだと思いますが、そこはしっかりこれから頑張ってくださいと思います。

稼げる町ということも上げられています。半導体の会社の誘致とか洋上風力発電とか物流の拠点化とか、そういうのもしっかり取り組んでいただいて、予算編成に反映させていただきたいと思います。

具体的な予算編成や予算額に関しては、今執行部が話し合っ、2月議会で私たちが審議していくことになるんですが、現時点で市長が来年度予算にかかる意気込みをぜひ確認したいと思いますので、お尋ねします。

まず、来年度予算において市長はどういった点に重点を置いて予算編成をするのか、お尋ねします。

次に、今年度の予算編成で、市は内部管理費を10%削減しました。来年度予算も10%削減を続けるのか、また、今年度10%削減したわけですが、その影響はどうだったのかということをお尋ねしたいと思います。

さらに、今年の2月の予算議会において、先ほど山本先生の話がありましたけど、我々議会は附帯決議をつけました。今後は予算案を編成する過程における市民や議会への説明責任を真摯に果たすとともに、予算案をはじめとした議案を市民の代表である議会において議論することの意味について認識を改められたい、また、今後子供に関わる予算の意義と必要性について慎重に検討されたいという附帯決議を私たち議会はつけました。先ほど山本先生から英語村の話がありましたし、ミュージアム・ツアーのことも、この議会でぜひやるべきだということも

あって、この附帯決議がついているわけですが、この附帯決議の内容について、来年度予算編成過程に今どう反映しているのかと、また、予算編成にどう反映するのかをお尋ねしたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねします。

皆さんタブレットに資料を入れておられますので、御覧いただきたいと思いますが、まず、3つ聞きます。

まず、北九州市立高校の施設の改修についてです。

私たち教育文化委員会で10月17日に北九州市立高校の視察に行きました。民間から校長先生を招いて、正直議員みんなびっくりしていましたし、感心していました。未来共創科をつくって問題解決思考の教育とやる気スイッチを押すことに尽力されていて、北海道とかいろいろなところに視察に行きましたけど、地元こんな素晴らしいところがあるんだというのがほとんどの議員の意見だったと思います。

それはよかったですけど、ところが、建物ぼろぼろでした。皆さんの資料の中にちょっと写真を入れていますが、この建物は築60年近くたつわけですが、この写真の中にあるように1番は天井の天板というか、もうなくて木枠でその上が見えているという、こんな建物なかなか見たことない状態でしたし、これ2番は柱の基礎部分のコンクリートがもう欠落していて、危ないですよ。3番、4番は壁が剥がれているんですが、こんなのがたくさんあるんですよ。めっちゃ恥ずかしい状態でしたね。これでは事故が起こってもおかしくないと思います。

私は、9月議会の本会議で理科室とか美術室とか、まだ教室でエアコンが入っていないところにエアコンを入れてくださいという話をしましたけど、これはある意味、質を上げるレベルの話なんだけど、今回の話は危険から命を守るというレベル、それがされていないということです。万が一事故でも起こったら大変な話です。こどもまんなかと教育委員会も市長も言っているわけですから、これはもうあり得ないと思います。

そこで、お尋ねします。

市立高等学校内の施設を緊急に点検し、危険なところをすぐ補修するべきと考えますが、見解をお尋ねします。

2つ目に、公立小・中学校、特別支援学校の給食の無償化についてお尋ねします。

これは、10月8日に我が会派の予算要望を西田政調会長を中心にやってきました。その1番目がこの学校給食の無償化でございます。この無償化は32億円かかるんで、なかなか大変だということを教育委員会は今まで答弁されているわけですが、もちろんハードルが高いのは承知していますが、他都市でやっているところもあるわけですから、これで働く世代の子育て世代がよそに行ってしまうということがあってはなりません。段階的にでも実施していくべきだろうと思って質問します。

段階的といっても、下の学年からすると、1年生からすると、2年生以降の人は、だんだん

するにしても恩恵がないので、上からしていったら必ず恩恵にたどり着くと、例えば小学校6年と中学校3年とか、そしたら上がっていくから、必ず恩恵にたどり着くということなので、下の学年から始めると、上の学年を持つ家庭では無償化の恩恵を受けず、不利になります。まずは上の学年から始めるなど段階的にでも無償化を始めてはどうでしょうか。見解をお尋ねします。

次に、教育費について、教育費全体の話ですね。

先ほど申し上げましたように、私は今年の9月議会で特別教室のエアコン設置をやるべきだという話をさせていただきました。今お話ししたように、北九州市立高校の学校の補修とか、学校の給食の無償化とか、お金かかりますよね。何十億円単位でお金がかかるんですね。この質問をすると、教育委員会は必ず、限られた予算の中で優先順位の高いものから措置していくと必ず答えるわけですが、限られた予算の中なので、もうできんわけですよ。限られた予算を増やさない限りできないですよ。

それがあるので、私は9月の決算特別委員会の市長質疑で市長にお尋ねしました。そもそも教育費が足りていない、だから限られた予算だと言っているんだから、これ総額を増やすべきやないかと、こどもまんなかと言っているなら、真ん中にしようよという話をさせていただきました。そうすると、答弁としては、次世代投資枠として111億円を確保し、29億円を教育費として確保したと、次世代投資枠を有効に活用しながら、来年度以降の教育に関する予算についてもしっかりと編成してまいりたいという答弁がありました。しかし、私が求める、先ほどの給食ができるとか、エアコンをつけれるとか、そういう教育費を増やすというようなはっきりとした答弁はありませんでした。

私は、さらに、教育費の構成比、全体の中の教育費がどれぐらい占めているかと、構成比が低いんじゃないか、北九州市はということをやったんですが、これを言うと、それぞれ自治体で教育費という枠の捉え方が違うので、比較はできませんというのが答弁やったんですね。そのときはそうですかということ引いてしまったんですけど、そこで、調べました。

皆さんのお手元の資料に2つあります。こういう何か細かい数字がついているやつがあると思うんですが、これが教育費の全体の割合なんです、これを見ていただくと、確かに大学費とかは20政令市のうちの半分もないし、高等学校費とか特別支援学校費とか幼稚園費とか、あるところとないところがあるので、均等に比較できないというのは確かにそのとおりだったので、じゃあということで、小学校費と中学校費というのは全部ありますから、これで比較してみましよう。ちなみに、これで言うとワースト3位なんですよ。全体で言うとワースト3位、小学校費と中学校費だけ抜いて比較したのがもう一つの表になります。この表で見ただいでも、ワースト3位なんです。やはりワースト3位なんですよ、うちの市の教育にかけるお金は、ちなみにここで抜くと、構成比は北九州市は8.1%ですけど、平均値は9.2%ですからね、平均より下、ワーストスリーということが分かりました。

こどもまんなかで進めるのであれば、教育環境を整備することは必要であり、多額の予算が要りますと、市全体の予算の中で教育費を幾らにするのか決めるのは誰でしょうか。予算調製権者である市長ですね。市長の権限です。

そこで、市長にお尋ねします。

予算調製権者の市長がはっきりと教育費の総額を大幅に増額するという決断をすべきと思いますが、見解をお尋ねします。

次に、国の税制改正の市への影響についてお尋ねします。

まず、103万円の壁の話です。今、国民民主党さんが課税最低限の103万円から178万円に上げるということを提案されて、今国のほうで協議されています。この178万円てどういう数字から出ているかという、103万円で課税最低限が決まったのが1995年で、そのときの最低賃金が611円で、今の最低賃金が1,055円なので、この上がり率を103万円に掛けたら178万円、そういうことだと聞いています。

私は、実は2月議会に同様の質問をしています。この103万円の壁をやっぱり崩さないと、若い子は働けないというのを私はこの本会議でちゃんとグラフを作って、103万円、130万円というグラフを作って御説明しました。まずは、国がやる前に市が何かできんのかという質問をさせてもらったんで、話としては賛成なんですけど、今議論になっているように、これでやっぱりうちの市の税収がどのぐらい減るのかというのは大きな影響ですから、これは私たち議員としては知っとかないけんということですよ。

もちろん、これは国が対処する問題だとまずは前提として思っていますけど、そこで、お尋ねしますが、課税最低限が103万円から178万円に上がった場合、本市の税収はどのような影響になるのか、まず、お尋ねしたいと思います。

もう一個議論になっているのがガソリン税のトリガー条項ですね。これは、ガソリンが具体的には3か月連続160円を超えたときにトリガーが働いてガソリン税のうち25.1円、軽油は17.1円停止するという仕組みなんですけど、これは2010年に民主党政権のときにできたんですけど、2011年に東日本大震災の復興財源確保のために特例法として今止まっているという状況だということです。もちろん、このガソリン代を下げるというのは大事なことだと思うんですけど、同様にやっぱりうちの市にどれだけの影響があるのかと、私たち市議会議員としては知っておく必要があるんで、聞きたいと思います。

具体的には、地方揮発油譲与税と軽油引取税交付金の影響が懸念されるわけですが、トリガー条項が発動された場合、本市の収入にどのような影響があるのか、お尋ねしたいと思います。

次、指定管理者制度見直しの成果についてお尋ねします。

今回の議会では49件の指定管理者の議案が上げられています。昨年、市は更新を迎えた121施設の指定管理者の指定期間を、指定管理の在り方を見直すために、今まで5年だったの

を1年延ばしたわけですね。私は議員になって初めての体験ですけど、そこまでやられたんで、昨年9月議会で、延長した間にどういった視点で何を見直すのかというのを昨年9月に質問しました。そのときの答弁で言うと、執行部は、市民のニーズや社会経済情勢の変化の対応や官と民の役割、公民の連携といった視点を踏まえつつ、また、他都市との制度比較などを行い、現状のガイドラインの再点検などの制度の在り方や、指定管理に委ねる施設のグルーピングの在り方、不正行為を行った指定管理者に対する評価上の取扱いなどを検討するという答弁をされました。

あれから1年たちまして、今回になっていますので、その成果ですね。1年間延ばした成果、わざわざ、これ迷惑かかっていますよ。だって、1年前に手を挙げようといったところ、1年待たないけんし、これで終わりだと思ったら、また1年やらないけん人は結構迷惑かかっているんですよ。やったからにはこれを検証しないといけないということで、お尋ねします。

指定管理の契約を1年延ばしたことで、市が検討した制度の在り方や施設のグルーピングの在り方、不正行為を行った指定管理者に対する評価上の取扱いについて具体的にどのような点が改善されたのか、お尋ねします。

また、今回の見直しの影響により、指定管理者が替わった施設名、及び替わった理由について教えてください。

最後に、居宅介護や訪問介護等における利用者、家族からのカスタマーハラスメント対策についてお尋ねします。

今、カスハラっていろんな分野で問題になっていますけど、当然介護とか医療の中でも起こっていて、先日小倉介護サービス事業者連絡会の皆さんから御相談いただきました。実際に起こっていると。また、別の日に看護師の団体からも御相談いただきました。実際に訪問看護とか行っているときの御相談、その御相談いただいた小倉介護サービス事業者連絡会の皆さんは、自分のところの会員に協力いただいてアンケート調査をされていますので、ちょっと御紹介しましょう。

そのアンケートの中で言うと、まず、答えた人はどういう属性かということ、50代以上が5割以上で、経験年数が10年以上が7割と、ベテランの人が答えているわけですね。なったばかりじゃなくて、多くはベテランの人が回答しています。ハラスメントを受けた人は半数近くの48.6%が経験していると。半分ぐらいがハラスメントを経験していると、男女の差はほぼないと。私はセクハラがあるんで、女子が多いんかなと思っていたんですが、それは意外になかったということです。

ハラスメントは、まず、誰がするんかと、利用者なのか、家族なのかということになりますけど、85.1%が利用者ということでした。その内容ですね、精神的暴力が85.1%、セクシュアルハラスメントが59.5%、身体的暴力45.4%で、精神的暴力はどのようなものかということ、暴言とか感情的な叱責というのが87%と極めて多いと。セクシュアルハラスメントは体を触る、抱

きつくが63.8%、性的冗談、性的体験を話すのが54.1%、ハラスメントを受けた場所、やっぱり在宅、家が71%なんですけど、事業者の施設も41%、デイサービスとか施設でもそういうことが起きているということが分かりました。

問題は、じゃあ受けた人がどういうふうに思いをしているかということを知りたいんですけど、出勤が憂鬱になった、41.3%、仕事を辞めたくなくなった、23.1%、身体不調を来した、18.1%ということで、その受けた事実もあれですけど、結果的に受けた人が辞めたくなくなるというふうになっているということです。

今、世の中で介護事業者の方とか看護師さんとか足りない足りないと言っているのは、1つは待遇がありますよね。診療報酬、介護報酬がなかなか上がらないから給料が上がらないというのが前提にあるんですけど、それじゃなくて、カスタマーハラスメントで大事な人材が辞めていっている、辞めたくなくなっているということが今回分かったわけです。

もちろんサービス利用者、利用者としてもきちんと事業者に対して自分の苦情を含めた要求を伝えるということは、これは大事なことです。大事な権利、これは難しいです、だから、利用者側が言うことも権利としては大事なことはあるんですけど、その言い方がハラスメントになったりするとカスハラになると、この線引きのところが非常にグレーゾーンで、難しいという問題ではあります。ハラスメントについての正しい知識をサービス利用者、事業者が持つことがまずは必要だと思います。

そこで、2点お尋ねします。

居宅介護や訪問介護等における利用者、家族からのカスタマーハラスメントについての現状の市の認識を伺います。

このようなハラスメントがあったことを、まずはサービス利用者や事業者に知ってもらうように、市として周知すべきと考えますが、見解をお尋ねします。

また、今後の市の対策について併せて伺います。

以上で私の質問を終わります。簡潔な御回答をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、来年度の予算編成について、令和7年度の編成方針というお尋ねがございました。

私が市長に就任して以降編成した2回の予算では、成長への再起動を重要なテーマと位置づけまして、北九州市が持つ豊富なポテンシャルを最大限発揮し、人と企業に選ばれる都市の実現に挑戦していく政策を推進しているところでございます。また、第2子以降の保育料無償化、医療的ケア児の支援の強化、学校給食の魅力向上など、生活者目線での施策も実現してきたところでございます。

こうした中、稼げる町に関しまして、令和5年度におきましては、企業誘致における投資金

額、件数が過去最高、市税収入が過去最高といった5つの過去最高を記録したのに加え、今年度もバレーボールネーションズリーグ2024や第2回FIGパルクール世界選手権・北九州など大規模スポーツ大会の開催等を通じた地域の活性化など、稼げる町に向けてまいた種が芽吹いてきたと実感をしているところでございます。

こうした中、令和7年度予算編成ということでございますけれども、こうした成長に向けた動きをさらに加速するため、令和7年度の予算編成方針、これ10月8日に示したものにおきましては、北九州市へのアテンション、すなわち注目度を高め、投資したくなる町につながる政策への一層の転換を図り、投資が投資を呼ぶ好循環、アップスパイラルを生み出していくという考え方を示しているところであります。

一方、懸念されるのが福祉・医療関係経費の伸び、長引く物価高、賃上げ機運の高まりによる人件費の上昇、日銀の政策変更による金利の上昇といった4つの財政の膨張圧力であり、政策経費に活用できる財源を大きく圧迫する現状に直面しております。また、税制改正上の大きな議論となっている、いわゆる103万円の壁の引上げにつきましても、行政サービスの財源である市の歳入への直接の影響が憂慮されるところであります。

こうした厳しい環境の中で行う予算編成に当たりましては、まず取り組むべきは、市政変革に基づく改革と、予算編成を連動させた財政の模様替えであり、限られた予算で大きな成果を生む必要があります。

このため、1つには、供給者目線から利用者目線への転換、2つ目は、民の力を最大限引き出す政策への転換、3つ目には、既存事業の徹底した検証、転換、組替えを基本姿勢として、稼げる町の実現を起点とする新ビジョンの3つの戦略に沿った施策へ重点化を図ることとしております。あわせて、現在国で議論をされております総合経済対策に基づく政策への的確な対応も重要でございます。

北九州市といたしましても、物価高の影響を受ける低所得者世帯への給付金につきましても、少しでも早く市民の皆様にお届けできるよう準備を進めるとともに、地方創生に関する新しい地方経済・生活環境創生交付金など、地方に向けた様々な政策メニューにつきましても、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。現在、このような方針に基づいて、来年度予算の編成作業を鋭意進めているところであり、来年2月に新年度予算案として公表してまいりたいと考えております。

そして、もう一つ、教育行政につきましても、教育費の総額を大幅に増やすべきというお尋ねがございました。

教育費は次世代を担う子供たちへの投資であり、北九州市の将来の発展につながるという観点からも大変重要と考えております。中村議員御指摘の教育費を含む歳出の目的別の構成比に係る都市間の比較に関しましては、各都市の特徴や構造などによって割合が異なるものであり、例えば1つに北九州市は政令市の中で高齢化が最も進んでいることから、老人福祉費の割

合が高いこと、政令市中、高いほうから2番目、2つ目に、全国トップクラスの港湾区域、全国で4番目に多い、また、臨港地区、これは全国で2番目を有しており、数多くの港湾施設を管理していることから港湾費の割合が高いこと、政令市中、高いほうから4番目などなどの状況があり、一概には比較できない性格のものということにも留意が必要でございます。

一方で、構成比ではなく、金額面に着目してみますと、人口1人当たりの小・中学校費の政令市比較をしますと、令和4年度決算ベースで北九州市は約5万2,000円で、政令市中第10位となっております、平均的な水準にある現状でございます。

なお、一つの参考といたしまして、北九州市の教育費の予算総額を見ますと、令和2年度以降3年間続いていた減少傾向から、私が市長に就任して以来、令和5年度は対前年比22億円の増、プラス3.1%、令和6年度は対前年度比29億円の増、プラス4.1%と上昇基調に転じている状況でございます。

また、令和6年度予算におきましては、市政変革によって生み出された次世代投資枠のうち、教育費には29億859万円、構成比26.1%を配分し、学校給食の魅力向上など、新ビジョンにおいて掲げました子供の可能性を引き出す、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実に取り組むための予算確保にも努めさせていただいたところでございます。

この次世代投資枠につきましては、北九州市政変革推進プランにおきまして、令和6年度からの3年間で330億円を目途に確保することを目標としておりまして、来年度以降の教育費の予算につきましてもこの枠を有効活用しつつ、教育委員会とも十分協議しながら、しっかりと編成を行ってまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長等からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 来年度予算編成について、まず2つ、1点目、内部管理費の10%削減に関しまして答弁申し上げます。

議員お尋ねの内部管理費とは、主に光熱水費や通信費、システムの利用料、保守などの事務的な活動費に加えまして、各局が所管業務を進める上で自主的に管理する経費として財源を配分しております。令和6年度予算編成では、経費節約や事務の効率化といった観点から、この経費に係る一般財源を対前年度比で10%削減することを求めたものでございます。この内部管理経費につきましては、予算執行方針に基づき、計画的かつ効率的、効果的な執行を各部局に求めているところでございます。

10%削減の影響についてのお尋ねでございますが、現時点におきましては、予算の範囲内で適切な執行が行われているものと認識をしております。

また、この内部管理費を含む各局の裁量的な経費につきましては、昨今人件費や物価が上昇傾向にあることを踏まえまして、令和7年度予算編成におきましてはゼロシーリングとして、各局に削減を求めることなく作業を進めているところでございます。

次に、予算編成について2点目、議会の附帯決議の内容を予算編成にどう反映するのかという御質問でございます。

予算編成過程における市民や議会への説明につきまして、予算の編成に当たりましては、まず、各分野の施策を所管する各局におきまして、1点目として、施策に関係する市民や各種団体、関係機関等との協議、また、意見交換などで把握したきめ細やかなニーズ、2点目、市民の代表者である市議会の皆様との議会審議での御意見、また、それらを通じた会派からの例えば子育て、教育、医療、福祉、安心・安全、地域経済の活性化など多岐にわたる御要望といったものを十分に踏まえ、予算要求の方針を定めてございます。

これらに加えまして、北九州市におきましては、予算の要求状況を市民の皆様にご公開し、いただいた意見を予算編成の参考として活用する予算編成過程の公開を行っております。今年も12月9日から1か月間、パブリックコメントを実施する予定でございます。

次に、子供に係る予算につきましては、9月議会で報告いたしました新しい教育プランや、現在策定中の次期子どもプランの検討過程におきまして、有識者を交えた議論に加えて、子供へのアンケートやパブリックコメントを通じて、市民の皆様のご意見やニーズを的確に把握しており、これらを踏まえた各局からの要求が行われております。

このように年間を通じた市民の皆様や各種団体、また、その代表である市議会の皆様からの幅広い御意見を踏まえた上で、現在予算編成を進めているところでございます。限られた財源の中で優先順位をつけながら、来年2月に新年度予算案として公表したいと考えております。

次に、国の税制改正の市への影響につきまして2点、課税最低限が103万円から178万円に上がった場合の影響、それから、トリガー条項の影響について御答弁いたします。

11月5日の総務大臣会見におきまして、所得税と同様に住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、全国で約4兆円の減収が見込まれるとの試算が示されました。北九州市の影響額としましては、全国の個人住民税総額に対する北九州市の個人市民税の割合を基に試算した結果、約200億円程度の減収が見込まれます。これは市税収入全体の約1割、個人市民税の約3割に相当する規模でございます。年収の壁の見直しは、働き控えをしている方にとって、その働き方を見直すきっかけになると考えられますが、一方で北九州市としては、行政サービスの財源である歳入への影響が大きいと言わざるを得ません。

次に、トリガー条項の適用による影響につきましては、ガソリンの平均小売価格の状況に応じて変動する仕組みであることから、仮に1年続けてトリガー条項が適用された場合は、約36億円の減収となる見込みでございます。

いずれにいたしましても、国の政策変更に伴う地方の減収は、国の責任においてしっかりと補填されるべきと考えております。国に対しましては、指定都市市長会等を通じて、地方税財源に影響を及ぼすことのないよう強く求めていっております。引き続き、国における税制改正の議論と制度設計の状況を注視してまいります。

次に、指定管理者制度の見直しの成果につきまして、指定管理者の契約を延ばしたことでどういった点が改善されたのか、また、今回の見直しの影響により指定管理者が替わった施設名、それから、替わった理由について併せて答弁いたします。

制度導入から20年が経過した指定管理者制度につきましては、民間活力やノウハウが、より一層発揮され、市民サービスの向上につながるよう、昨年度次期指定管理者の選定を1年延期いたしまして、市政変革の取組の中で制度の見直しを行いました。

見直しに当たりましては、民間事業者など33者にサウンディングを行い、1つとして、実績評価の高い指定管理者にさらに5年間の指定更新を可能とする指定期間の長期化、2つ目に、将来の物価や人件費の上昇を見込んだ指定管理料上限額の算定ルールの整備、3つ目に、キッチンカーの導入など、自主事業を試験的に実施する際の負担を軽減するトライアル事業制度の導入、4点目に、不正行為などで低評価となった指定管理者を次期選定時に減点をするなどの10項目につきまして、競争性の確保や施設のポテンシャルの最大化などにつながる制度改正を行いました。

その上で、今年度は新しい制度に基づき、施設ごとに外部有識者から成る選定検討会を設置いたしまして、191施設、49件につきまして次期指定管理者候補の選定を行い、今議会に議案を提出してございます。

御質問の具体的な改善点といたしまして、競争性の確保につきましては、1点目として、今回の選定時における1者応募の割合は65%となりまして、従前の71%から6ポイント改善しております。2点目といたしまして、今回の選定対象49件のうち指定管理者の変更があったものは8件、16%でございまして、従前の13%から増加をいたしております。こういったことなど事業者の参入促進の動きが進んだところでございます。

また、施設のポテンシャルの最大化につきましては、例えばレストランやカフェの充実、巨大立体迷路など有料設備の設置など、民間投資による自主事業において、応募事業者の82%から提案がなされており、これについても従前の58%から24ポイント増加したところでございます。このように制度の見直しで目指した効果が着実に生じてきていると考えております。

そのほか、施設のグルーピングにつきましては、新たに八幡東区の桃園公園につきまして、公園内のスポーツ施設の一体管理を導入いたしました。なお、今回の選定におきましては、不正行為による減点対象となる事業者の応募はございませんでした。

御質問の指定管理者の変更につきましては、合計で8件でございしますが、内訳とその理由でございします。

1つに、現在の指定管理者を含め複数の応募があり、その中で新しい指定管理者が選定されたものが2件、具体的には、旧百三十銀行ギャラリーと浅生スポーツセンターでございします。

2つ目、現在の指定管理者から応募がなく、新しい指定管理者が選定されたものが6件、具体的には、介護実習・普及センター、文化記念・曾根臨海公園内スポーツ施設、河内サイクリ

ングセンター、年長者研修大学校と北九州穴生ドーム、ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター、藍島保育所で行いました。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）教育行政についてのお尋ねのうち2点お答えいたします。

まず、北九州市立高等学校内の施設を点検して、すぐ補修すべきだというお尋ねでございます。

学校施設につきましては、建築基準法等に基づいて毎年の設備点検、3年に1度の建築物の点検、10年に1度の外壁の全面点検などを専門業者が実施しております。北九州市立高校につきましては、今月から3年に1度の建築物の点検を実施する予定となっております。また、令和5年度には全部の学校を対象に外壁の緊急点検を実施いたしました。

これらの点検の結果、不具合が認められた箇所につきましては、学校と教育委員会が連携して随時補修を行っております。点検時に問題がなくても、急に発生する不具合もございますので、教職員によります日々の点検の中で、生徒等の安全に関わると考えられるものにつきましては、迅速に補修等の対応を行っているところでございます。

北九州市立高校でも教職員が学校施設の日常点検を行っておりまして、議員御指摘の天井板につきましては、雨漏りの補修が終了いたしましたところから、現在復旧に向けた準備を進めております。その他の箇所につきましても補修を行うことといたしております。今後とも引き続き日常点検や法定点検等の結果を踏まえながら、安全・安心な学校環境の整備に努めてまいります。

続きまして、2点目でございます。給食の無償化について、まずは上の学年から段階的に始めてはどうかというお尋ねでございます。

北九州市では栄養バランスの取れた献立を作成し、安全・安心でおいしい給食の提供に努めておるところです。今年度ですが、スチームコンベクションオーブンを設置する予算3億1,000万円だとか、安全で安心な学校給食を提供するために調理機械の計画的更新等を行う予算約1億2,700万円を計上いたしまして、学校給食の魅力向上と安全対策の充実に取り組んでいるところです。また、給食費につきましては、令和4年度から国の臨時交付金を活用いたしまして、今年度は5億5,000万円を予算化して物価高騰分を据え置くことで、子育て世帯の負担軽減を図っているところです。

議員御提案の上の学年から段階的に一部無償化する場合でございますが、例えば中学3年生を無償化の対象としますと約4億2,000万円、中学3年生と2年生を対象といたしますと約8億4,000万円、全ての中学生を対象といたしますと約12億6,000万円という額が毎年新たな財源として必要となる見込みでございます。

北九州市独自で無償化だとか一部補助を実施するためには、毎年多額の予算を要します。そのために、昨年度から文部科学省に対しまして、学校給食費の保護者負担の軽減に係る制度の

創設や財源の措置を要望しているところがございます。今後も国の学校給食に関する動向を注視しつつ、引き続き国への要望も行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、居宅介護や訪問看護等における利用者、家族からのカスタマーハラスメント対策につきまして、現状認識のお尋ねと利用者等に対する周知、今後の対策、この2点にまとめてお答えいたします。

高齢者が安心して暮らせる安らぐ町の実現のためには、居宅介護や訪問看護の安定的なサービス提供は重要であり、介護、看護人材の確保は必要不可欠と考えております。そのためにも介護職員等がやりがいや誇りを持って働ける職場環境づくりが大切であります。

福岡県が令和5年に行いました在宅の医療・介護現場で働く職員への調査によりますと、約4割がこれまでに利用者等からどなられた、物を投げられたなどのハラスメントと思われる行為を受けた経験があると回答いたしました。そのうち約5割が心身に不調が生じたなど、ハラスメントの影響を受けたと回答しております。介護職員等の多くが利用者等によるハラスメントに悩んでいる状況が示されたと認識をしております。

国が定める介護現場におけるハラスメント対策マニュアルでは、事業者による組織的、総合的な対策が基本とされており、介護サービスの運営基準におきましても、利用者からのハラスメントを含め対策を講じるよう事業者に求めています。それを受けて、それぞれの事業者において対応指針の策定や相談窓口の設置等に取り組んでおります。

そのような中、今年度から福岡県では地域医療介護総合確保基金を活用しまして、在宅医療・介護職員カスハラ相談センターを開設するとともに、介護事業者がハラスメント対策に取り組む費用の補助や研修を実施しております。

北九州市におきましても、市内の介護事業者に対して福岡県の事業を周知するとともに、市独自のハラスメント対策研修の実施、2つ目に、介護事業者への運営指導等、様々な機会を捉えたハラスメント対策の助言、3つ目に、介護事業者からの相談への丁寧な対応、こういったことなどにより支援を行っております。また、利用者や家族等に対しましては、ハラスメントの理解を促すため、北九州市の介護保険パンフレットに令和6年度から介護現場におけるハラスメントに関して掲載をし、周知を始めております。

今後は、区役所の窓口等において、市民向けに介護サービスを利用する際のマナー等を啓発するためのポスター掲示やチラシ配布等も検討しております。その際、介護現場等でのハラスメントについて、利用者や家族等に理解を求めるとともに、正当な苦情や要望の申立てを遠慮することがないように、併せて啓発していきたいと考えております。

介護職員等が安心して働ける環境は、利用者に喜ばれる、よりよいサービス提供につながりますことから、今後も介護職員等と利用者や家族がお互いを尊重する良好な関係づくりに必要な支援や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君） 答弁ありがとうございます。ちょっと順不同で確認していきたくて思いますけども、指定管理者の成果は御説明いただいたけれど、成果なのかなというような数字かなというのが印象ですけど、1点質問したいのは、リスクマネジメントの点で聞きたいんですけど、今回ちょっと具体的な話をすると、東部斎場が指定管理者が出ていたと思うんですけど、西部斎場と同じところが取ったと思うんですけど、仮に取ったところが両方一緒の会社だから倒産したらどうなりますかね。何かそれが倒産したとき、指定管理者がいなくなる、両方なくなるんですよ。片方が別々なら片方が担保できるけど、両方いきなり斎場として機能しなくなったときのリスク管理はどんなふうになっていますか。

○議長（田仲常郎君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君） 現時点でそのようなリスク管理というところは、通常の運営とか経営状況というところから管理するしかないかなと思っております。実際に現場で働かれています方というのがいらっしゃると思いますので、仮にそういうトラブルが発生した場合にはできる対応を考えることになると思っております。以上です。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君） それでいいんですかね。火葬場の話ですよ。何か小倉城とか、そういう話だったら、閉じておけばいいけど、ライフラインとか、そういう話は、もしそうなったときにどうするかというリスク管理は当然必要な話じゃないですか。1年延ばした中でそういう議論はされていないんですか。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 見直しの中で特別リスク管理を取り出して議論したということはないと認識しております。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君） よく給食の事業者とか止まった例とか全国でもありますよね。だから、民間企業だから絶対ないとは言えないわけですよ。そのときにどうするかというのは、私はきちんと話しておくべきだと思います。今現時点でそこが担保されていないというのは非常に私としてはちょっと心配ですけど、ぜひ同じところがやるんだから、そうなったときは行政がどのようにするとか、仕組みを検討しとくべきだと意見を申し上げたいと思います。

次に、居宅介護サービス場面におけるハラスメントの話ですけど、小倉の事業者のアンケートの中でちょっと実態の紹介というのがありましたので、少し御紹介させていただきたいと思いますが、例えば、自宅訪問の際に夏ミカンを持って帰るように言われて、丁重にお断りしたと、そしたら、帰る際に夏ミカン2個投げつけられたとか、利用者の長男から毎日数回事業所と会社携帯に電話があり、性的行為の強要と卑わいな言葉を何度も言われたと、辞めたくくなりますよね。局長も問題だと言われていたと思うんですね。

その中で、今日はプロの井上さんも来ていただいていますけど、何でハラスメントが起こるのかという話の整理の中に、患者側の価値観、私じゃないけど、職員側の価値観と2つに整理して言うと、患者側からすると、お金を払っているんだからやってもらって当たり前とか、プロだから対応して当たり前という考えがあるからハラスメントをするというのと、職員側からすると、患者さんの言うことは専門職で受け入れるべきとか、相手にそのような行為をさせてしまったのは自分が至らなかった、自分のプロフェッショナルとしてのレベルが低いからそうさせてしまっていると。これ実は私、臨床していたとき、逆にこんなふうな話をしていました、昔は。何か起こったとき、問題は自分の配慮が足りないからそんなことを起こさせているんだというのは昔は言っていました。

しかし、今時代が違うんですね。病気がさせてしまう、認知症とか、だから、何でも受け入れるというのが職員側の価値観だというようなことで、そういうことが起こっているということもありますので、これがもっともっと進展したときの事件で言うと、2021年に心療内科が入っているビルを放火して、お医者さん、患者さん、スタッフ26名焼け死んだという話もありましたし、一昨年1月にはお医者さんが散弾銃で殺害されて、理学療法士もけがをしたとか、これはふじみ野市ですけど、その前のやつは大阪ですけど、実際そんな例が起こっているわけですよ。だからこそ、一步踏み込んだ対応をしないとイケない。

実は、私、うちの母が先月から入院して、先週退院して、昨日から透析が始まったんですけど、初めて透析病院に行ったときに、ポスターも貼っているし、紙の中にもハラスメントをしたらやめさせますよと書いてはいるんだけど、全然入ってこないです。だからこそ、そういう行政側から何らかのもうちょっと強いアクションが要るんだろうと思います。

例えば、東京都とか条例を、ハラスメント、これ全般的ですけど、条例をつくっていますよね。桑名市のカスハラ条例は、さらに名前を公開するというところまで踏み込んだのを今度議会に上げるということも出ていましたので、何らかのそういうインパクトの強い対応をしていくべきじゃないかなと思っていますので、これはむしろ職員側ではなくて、一般の患者さんとか介護を受けている側の人に理解してもらうというのは非常に大事な話なんですね。それをするには、やっぱり行政から一步踏み込んでいかないとできないと思いますので、今御答弁されたこと以外に踏み込んだこともまた今後考えていただきたいと思っています。

予算編成の話ですけど、まず、市長に確認したいのは、さっきの子供のことで、330億円3年間で確保するという答弁で、来年度予算をしっかりと編成するという言葉を使われましたけど、しっかりと編成するというのは増額するという意味で取っていいんでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） その点も含めて現在編成作業をしておりますが、基本的には新しい教育プラン、また、新しい次期子どもプランを策定しておりますので、そこに盛り込まれた施策がしっかりと実施できるような予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）なかなか話が折り合いませんね。さっき市長が御説明いただいた中に、私が出した教育費の構成比で言うと、ワーストスリーだという話をさせていただきました。市長は、1人当たりで見ると10位だと、真ん中、10位だと、こどもまんなかですよ。政令市真ん中を目指しているわけではないですよ。こどもまんなかでしょう。こどもまんなかの北九州市、こどもまんなかの教育委員会でしょう。こどもまんなかというのは、政令市で真ん中だったら、それは政令市の真ん中ですからね。こどもまんなかというのは政令市で上に行くことが、私が思うこどもまんなかという認識、だから、こどもまんなかというけど、そこが常にずれるんですよ。

もう一回聞きます。こどもまんなかというのは何を指すのでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）まず、今回の御質問の前提として、構成比の話がございますが、実際に教育費の中身をひもときますと、例えば投資的経費も入っております。例えば特別支援学校1つ建設するという話になりますと、その年の教育費は大きく上がりますし、例えば、コロナの時期にタブレットの整備とかを行いました、それが終わりますと、教育費に係る予算が下がってきたりします。一概にその年度年度で常に総額を増やしていくという議論ではなくて、やはりその時々に応じた必要な施策に対して必要な予算をつけていくという考え方で臨んでまいりたいと思っております。

○議長（田仲常郎君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）すみません。先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。指定管理者の東部斎場につきましては、西部斎場と別の事業者が指定管理を受けておりますので、リスク管理ということでは分散できると考えております。訂正させていただきます。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君） 申し訳ありませんでした。

私の質問は、こどもまんなかというのはどういうふうを考えているんですかという質問なんです、今の武田局長の話とは違うことを聞いています。市役所として、こどもまんなかの定義、私は思うに、例えば予算でも何でもいいんです。真ん中に行っているということは上のほうだという認識なんですよ。そうじゃないんでしょうかということをお尋ねしとるんです。

○議長（田仲常郎君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）こどもまんなかという考えですけれども、子供ファーストということとは違いまして、やはり考え方として子供を真ん中にして、1つは子供の目線に立つということも大事なところなんですけれども、その子供を社会の真ん中に置いた目線の中で、子供や子育てのことを社会全体で考えるということ、こどもまんなかということで私ど

もは考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）なかなかちょっと理解しづらいですね。もう時間もないので、今日の全体の感想からいうと、やっぱり市民が武内市長に期待したのは、今までと違う、何か変えてくれるという話で期待だと僕は思っています。コクラBEATとかすごいなと思います。あのにぎわいの点とか、そこは本当に武内市長の手腕で今までとは違うなと思うんですけど、冒頭の武内市長の答弁とか、まさに昔と一緒に、できない理由を、膨張圧力だの何だの並べて、できませんという説明、これは全く昔と一緒にです。でなくて、武内市長が最初の頃言われたのは、できないという理由を職員に言うなど、どうできるか考えれと、あれにみんな期待したんだと思うんですよね。私も期待しています。ぜひもう一度、実務やり出したからやっぱり現実がいろんなことがあるから、分かるんですけど、それを武内市長に僕は期待しているんで、今までの普通の答弁ではなく、考えではなく、どうやったら武内市長だったらぶち破るのかということをも市民も期待していると思いますし、私も期待しておりますので、2月予算を楽しみにしております。ぜひそのときに議員としてここに来れるように私も頑張ろうと思いますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（田仲常郎君）本日の日程は以上で終了し、次回は12月4日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時45分散会

## 議 席 変 更 表

議 員 氏 名	旧 議 席	新 議 席
井 上 秀 作	8	5 2
渡 辺 均	1 2	5 3
井 上 しんご	5 5	5 4
村 上 さとこ	5 6	5 5
本 田 一 郎	5 7	5 6
井 上 純 子	5 4	5 7

議員派遣変更報告一覧表(令和6年9月定例会議決分)

変更後			変更前				
派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間	派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間
北九州市議会議員連盟 田仲常郎、 <u>本田忠弘</u> 、 <u>岡本義之</u> 、 <u>藤沢加代</u>	「北九州空港利用促進」、「東九州自動車道建設促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日～12日	北九州市議会議員連盟 田仲常郎、 <u>本田忠弘</u> 、 <u>香月耕治</u> 、 <u>岡本義之</u> 、 <u>森本由美</u>	「北九州空港利用促進」、「東九州自動車道建設促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日～12日
	「北九州空港利用促進」、「東九州自動車道建設促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日				
北九州市議会議員連盟 田仲常郎、 <u>本田忠弘</u> 、 <u>岡本義之</u>	「東九州新幹線早期建設促進」、「下関北九州道路整備促進」及び「関門国際航路・北九州港整備促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日～12日	北九州市議会議員連盟 田仲常郎、 <u>本田忠弘</u> 、 <u>香月耕治</u> 、 <u>岡本義之</u> 、 <u>森本由美</u>	「東九州新幹線早期建設促進」、「下関北九州道路整備促進」及び「関門国際航路・北九州港整備促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日～12日
	「東九州新幹線早期建設促進」、「下関北九州道路整備促進」及び「関門国際航路・北九州港整備促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日				
北九州市議会議員連盟 香月耕治、 <u>森本由美</u>	「東九州新幹線早期建設促進」、「下関北九州道路整備促進」及び「関門国際航路・北九州港整備促進」についての国要望	東京都千代田区(国土交通省)	令和6年11月11日	総務財政委員会 <u>戸町武弘</u>	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区(自由民主党)	令和6年11月中の1日間

変更後			変更前				
派遣議員 (団体名等)	目的	場所	期間	派遣議員 (団体名等)	目的	場所	期間
総務財政委員会 成重正丈	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (公明党)	令和6年 11月14日	総務財政委員会 成重正丈	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (公明党)	令和6年 11月中旬の 1日間
総務財政委員会 河田圭一郎	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (立憲民主党)	令和6年 11月25日	総務財政委員会 森本由美	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (立憲民主党)	令和6年 11月中旬の 1日間
総務財政委員会 大石正信	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (日本共産党)	令和6年 11月21日	総務財政委員会 大石正信	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (日本共産党)	令和6年 11月中旬の 1日間
中止				総務財政委員会 篠原研治	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (日本維新の会)	令和6年 11月中旬の 1日間



北九行調第293号  
令和6年11月26日

北九州市議会議長  
田 仲 常 郎 様

北九州市人事委員会  
委員長 高 橋 直 人

人事委員会の意見の申出について

令和6年11月26日付け北九議議第539号をもって意見を求められた下記の議案については、当委員会として異議はありません。

記

- 議案第135号 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第136号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてのうち、以下の条例の一部改正について  
北九州市職員の分限に関する条例  
北九州市職員の給与に関する条例  
北九州市職員退職手当支給条例  
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
- 議案第137号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第138号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第139号 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第146号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第147号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について

# 議案付託表

令和6年12月定例会

## 総務財政委員会

議案番号	件名
第134号	令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について
第135号	公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
第136号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第137号	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について
第138号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について
第139号	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第140号	北九州市市民センター条例の一部改正について
第148号	当せん金付証票の発売について
第156号	指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第211号	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算（第2号）

## 経済港湾委員会

議案番号	件名
第155号	市有地の処分について
第176号	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）
第177号	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第208号	令和6年度北九州市卸売市場特別会計補正予算（第1号）
第209号	令和6年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）
第214号	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算（第1号）
第216号	令和6年度北九州市公営競技事業会計補正予算（第2号）

## 教育文化委員会

議案番号	件名
第146号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について
第147号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について
第178号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）

教育文化委員会（続き）

議案番号	件名
第179号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第180号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第181号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第182号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第183号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第184号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第185号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第186号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第187号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第188号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第189号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第190号	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）
第204号	指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分

保健福祉委員会

議案番号	件名
第142号	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
第143号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
第157号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第158号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第159号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第160号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第161号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第162号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第163号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第164号	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等）
第165号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第166号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第167号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第168号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第169号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）

保健福祉委員会（続き）

議案番号	件名
第170号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第171号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第172号	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第206号	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第207号	令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）
第213号	令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

環境水道委員会

議案番号	件名
第145号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について
第149号	新日明工場整備運営事業契約の一部変更について
第150号	本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について
第154号	損害賠償の額の決定及び和解について
第173号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）
第174号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）
第175号	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分

建設建築委員会

議案番号	件名
第141号	北九州市手数料条例の一部改正について
第144号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第151号	市道路線の認定、変更及び廃止について
第152号	且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について
第153号	損害賠償の額の決定及び和解について
第191号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）
第192号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）
第193号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）
第194号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）
第195号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）

建設建築委員会（続き）

議案番号	件名
第196号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）
第197号	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）
第198号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
第199号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
第200号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
第201号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
第202号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
第203号	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
第205号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第210号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）
第212号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第2号）
第215号	令和6年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）